

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市地方卸売市場業務条例施行規則 平成19年2月6日規則第1号 川崎市地方卸売市場業務条例施行規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～<u>第9条</u>）</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p>第1節 卸売業者（<u>第10条～第20条</u>）</p> <p>第2節 仲卸業者（<u>第21条～第32条</u>）</p> <p>第3節 売買参加者（<u>第33条～第36条</u>）</p> <p>第4節 関連事業者（<u>第37条～第45条</u>）</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法（<u>第46条～第70条</u>）</p> <p>第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理の方法（<u>第71条・第72条</u>）</p> <p>第5章 市場施設の利用（<u>第73条～第83条</u>）</p> <p>第6章 市場運営審議会（<u>第84条～第88条</u>）</p> <p>第7章 雑則（<u>第89条～第91条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、川崎市地方卸売市場業務条例（平成18年川崎市条例第70号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。 （用語）</p> <p>第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。 （公告）</p>	<p>○川崎市地方卸売市場業務条例施行規則 平成19年2月6日規則第1号 川崎市地方卸売市場業務条例施行規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～<u>第4条</u>）</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p>第1節 卸売業者（<u>第5条～第11条</u>）</p> <p>第2節 仲卸業者（<u>第12条～第22条</u>）</p> <p>第3節 売買参加者（<u>第23条～第28条</u>）</p> <p>第4節 関連事業者（<u>第29条～第37条</u>）</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法（<u>第38条～第68条</u>）</p> <p>第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理の方法（<u>第69条・第70条</u>）</p> <p>第5章 市場施設の利用（<u>第71条～第81条</u>）</p> <p>第6章 市場運営審議会（<u>第82条～第86条</u>）</p> <p>第7章 雑則（<u>第87条～第89条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、川崎市地方卸売市場業務条例（平成18年川崎市条例第70号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。 （用語）</p> <p>第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。 （公告）</p>

改正後	改正前
<p>第3条 市長は、条例第3条第1項の規定により市場の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地</li> <li>(2) 条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う管理の基準及び業務の範囲</li> <li>(3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）</li> <li>(4) 条例第3条第2項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出（以下「事業計画書等の提出」という。）の方法</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（事業計画書等の提出）</li> </ol>	<p>第2条の2 市長は、条例第2条の2第1項の規定により市場の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地</li> <li>(2) 条例第2条の2第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う管理の基準及び業務の範囲</li> <li>(3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）</li> <li>(4) 条例第2条の2第2項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出（以下「事業計画書等の提出」という。）の方法</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（事業計画書等の提出）</li> </ol>
<p>第4条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。</p> <p>2 条例第3条第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定予定期間に属する各年度の市場の管理に係る事業計画書及び収支予算書</li> <li>(2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）</li> <li>(3) 事業計画書等の提出をする日（以下「提出日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。</li> <li>(4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書</li> <li>(5) 役員の名簿及び履歴書</li> <li>(6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類</li> </ol>	<p>第2条の3 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。</p> <p>2 条例第2条の2第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定予定期間に属する各年度の市場の管理に係る事業計画書及び収支予算書</li> <li>(2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）</li> <li>(3) 事業計画書等の提出をする日（以下「提出日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。</li> <li>(4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書</li> <li>(5) 役員の名簿及び履歴書</li> <li>(6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類</li> </ol>

改正後	改正前
<p>(7) 現に行っている業務の概要を記載した書類</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (指定管理予定者)</p>	<p>(7) 現に行っている業務の概要を記載した書類</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (指定管理予定者)</p>
<p><u>第5条</u> 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、<u>条例第3条第1項各号</u>に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たし、かつ、条例に定めるもののほか、市場の管理に関する事務のうち、市長が必要と認める業務を行う上で最も適切と認める法人等を指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。</p> <p>2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。</p> <p>3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がないときは、再度、<u>第3条</u>の規定による公告を行う。 (通知)</p>	<p><u>第2条の4</u> 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、<u>条例第2条の2第1項各号</u>に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たし、かつ、条例に定めるもののほか、市場の管理に関する事務のうち、市長が必要と認める業務を行う上で最も適切と認める法人等を指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。</p> <p>2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。</p> <p>3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がないときは、再度、<u>第2条の2</u>の規定による公告を行う。 (通知)</p>
<p><u>第6条</u> 市長は、<u>条例第3条第1項</u>の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（第1号様式）により通知する。 (協定)</p>	<p><u>第2条の5</u> 市長は、<u>条例第2条の2第1項</u>の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（第1号様式）により通知する。 (協定)</p>
<p><u>第7条</u> 指定管理者は、市長と市場の管理に関する協定を締結するものとする。</p> <p>2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 事業計画に関する事項</p> <p>(2) <u>条例第62条第1項</u>の指定に関する事項</p> <p>(3) <u>条例第62条第2項</u>の許可に関する事項</p> <p>(4) <u>条例第63条第2項</u>ただし書の承認に関する事項</p> <p>(5) <u>条例第64条第1項</u>ただし書の許可に関する事項</p> <p>(6) <u>条例第65条</u>ただし書の承認に関する事項</p> <p>(7) 利用料金に関する事項</p> <p>(8) 管理に要する費用に関する事項</p>	<p><u>第2条の6</u> 指定管理者は、市長と市場の管理に関する協定を締結するものとする。</p> <p>2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 事業計画に関する事項</p> <p>(2) <u>条例第58条第1項</u>の指定に関する事項</p> <p>(3) <u>条例第58条第2項</u>の許可に関する事項</p> <p>(4) <u>条例第59条第2項</u>ただし書の承認に関する事項</p> <p>(5) <u>条例第60条第1項</u>ただし書の許可に関する事項</p> <p>(6) <u>条例第61条</u>ただし書の承認に関する事項</p> <p>(7) 利用料金に関する事項</p> <p>(8) 管理に要する費用に関する事項</p>

改正後	改正前
<p>(9) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項</p> <p>(10) 管理の業務の報告に関する事項</p> <p>(11) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項</p> <p>(12) 川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)に規定する作業報酬に関する事項</p> <p>(13) その他市長が必要と認める事項 (取扱品目)</p>	<p>(9) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項</p> <p>(10) 管理の業務の報告に関する事項</p> <p>(11) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項</p> <p>(12) 川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)に規定する作業報酬に関する事項</p> <p>(13) その他市長が必要と認める事項 (取扱品目)</p>
<p><u>第8条</u> 条例第6条第1項第1号及び第2号に規定するその他規則で定める加工食品は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定める物品とする。</p> <p>(1) 青果部 つけ物類、びん缶詰製品、豆類加工品類、穀類加工品類、香辛料、飲料水及び別表に掲げる青果部のその他の従たる品目</p> <p>(2) 水産物部 魚肉入加工品類、海そう加工品類、びん缶詰製品及び別表に掲げる水産物部のその他の従たる品目</p> <p>2 条例第6条第1項に規定する取扱物品の明細は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>3 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属さない物品又は疑いのある物品の販売の委託を受けたときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。 (販売開始の告知)</p>	<p><u>第3条</u> 条例第3条第1項第1号及び第2号に規定するその他規則で定める加工食品は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定める物品とする。</p> <p>(1) 青果部 つけ物類、びん缶詰製品、豆類加工品類、穀類加工品類、香辛料、飲料水及び別表に掲げる青果部のその他の従たる品目</p> <p>(2) 水産物部 魚肉入加工品類、海そう加工品類、びん缶詰製品及び別表に掲げる水産物部のその他の従たる品目</p> <p>2 条例第3条第1項に規定する取扱物品の明細は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>3 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属さない物品又は疑いのある物品の販売の委託を受けたときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。 (販売開始の告知)</p>
<p><u>第9条</u> 卸売業者は、卸売のための販売開始時刻において、卸売の開始を売買取引の方法ごとに告知する。</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p>第1節 卸売業者</p> <p>(卸売の業務の許可申請)</p>	<p><u>第4条</u> 卸売業者は、卸売のための販売開始時刻において、卸売の開始を売買取引の方法ごとに告知する。</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p>第1節 卸売業者</p>
<p><u>第10条</u> 条例第10条第3項の規則で定める許可申請書は、第2号様式によるものとする。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 定款又は規約</p> <p>(2) 登記事項証明書</p> <p>(3) 直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書</p> <p>(4) 事業開始後3事業年度における事業計画書</p> <p>(5) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面</p> <p>(6) 業務を執行する役員に係る市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書類並びに履歴書及び写真</p> <p>(7) 業務を執行する役員が条例第10条第4項第3号イに該当しないことを誓約する書面</p> <p>(8) 申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。）を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款又は規約、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書</p> <p>ア 申請者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係</p> <p>イ 申請者の営む卸売の業務に従事している者又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係</p> <p>ウ 申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相</p>	

改正後	改正前																																		
<p>当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係（イに掲げるものを除く。）  <u>(9) その他市長が必要と認める書類</u>  <u>(卸売の業務の許可証の交付等)</u></p>																																			
<p>第11条 市長は、条例第10条第1項の許可をしたときは、卸売業務許可証（第3号様式）を交付するものとする。</p>	(新設)																																		
<p>2 卸売業者は、その資格を失ったときは、卸売業務許可証を遅滞なく市長に返還しなければならない。  <u>(許可を受けた部類以外の部類に属する物品の取扱承認申請)</u></p>	(新設)																																		
<p>第12条 条例第10条第5項の規定による承認の申請は、許可外部類物品取扱承認申請書（第4号様式）によるものとする。</p>	(新設)																																		
<p>2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  <u>(1) 許可を受けた部類以外の部類に属する物品の取扱に関する計画を記載した書類</u>  <u>(2) その他市長が必要と認める書類</u>            (保証金の額)</p>	(保証金の額)																																		
<p>第13条 条例第12条第1項に規定する卸売業者の預託すべき保証金の額は、条例第6条第1項各号の取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第5条 条例第8条第1項に規定する卸売業者の預託すべき保証金の額は、条例第3条第1項各号の取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部類</th> <th>前2事業年度の平均卸売金額</th> <th>保証金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">青果部</td> <td>3,000,000,000円未満</td> <td>1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000,000,000円以上</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水産物部</td> <td>3,000,000,000円未満</td> <td>1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000,000,000円以上6,000,000,000円未満</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>6,000,000,000円以上10,000,000,000円未満</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000,000円以上</td> <td>6,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	部類	前2事業年度の平均卸売金額	保証金の額	青果部	3,000,000,000円未満	1,200,000円	3,000,000,000円以上	2,000,000円	水産物部	3,000,000,000円未満	1,200,000円	3,000,000,000円以上6,000,000,000円未満	2,000,000円	6,000,000,000円以上10,000,000,000円未満	3,000,000円	10,000,000,000円以上	6,000,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部類</th> <th>前2事業年度の平均卸売金額</th> <th>保証金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">青果部</td> <td>3,000,000,000円未満</td> <td>1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000,000,000円以上</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水産物部</td> <td>3,000,000,000円未満</td> <td>1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000,000,000円以上6,000,000,000円未満</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>6,000,000,000円以上10,000,000,000円未満</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000,000円以上</td> <td>6,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	部類	前2事業年度の平均卸売金額	保証金の額	青果部	3,000,000,000円未満	1,200,000円	3,000,000,000円以上	2,000,000円	水産物部	3,000,000,000円未満	1,200,000円	3,000,000,000円以上6,000,000,000円未満	2,000,000円	6,000,000,000円以上10,000,000,000円未満	3,000,000円	10,000,000,000円以上	6,000,000円
部類	前2事業年度の平均卸売金額	保証金の額																																	
青果部	3,000,000,000円未満	1,200,000円																																	
	3,000,000,000円以上	2,000,000円																																	
水産物部	3,000,000,000円未満	1,200,000円																																	
	3,000,000,000円以上6,000,000,000円未満	2,000,000円																																	
	6,000,000,000円以上10,000,000,000円未満	3,000,000円																																	
	10,000,000,000円以上	6,000,000円																																	
部類	前2事業年度の平均卸売金額	保証金の額																																	
青果部	3,000,000,000円未満	1,200,000円																																	
	3,000,000,000円以上	2,000,000円																																	
水産物部	3,000,000,000円未満	1,200,000円																																	
	3,000,000,000円以上6,000,000,000円未満	2,000,000円																																	
	6,000,000,000円以上10,000,000,000円未満	3,000,000円																																	
	10,000,000,000円以上	6,000,000円																																	

改正後			改正前		
花き部	1,000,000,000円未満	1,000,000円	花き部	1,000,000,000円未満	1,000,000円
	1,000,000,000円以上	1,200,000円		1,000,000,000円以上	1,200,000円
備考 新たに卸売の業務を行う者に係る保証金の額については、この表により保証金の額を算定できるまでの間は、この表の基準に従い、市長が別に定めるところによる。			備考 新たに卸売の業務を行う者に係る保証金の額については、この表により保証金の額を算定できるまでの間は、この表の基準に従い、市長が別に定めるところによる。		
(保証金に代用できる有価証券の価格)			(保証金に代用できる有価証券の価格)		
第14条 条例第12条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。			第6条 条例第8条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。		
(1) 国債証券、地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券 額面金額に相当する額			(1) 国債証券、地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券 額面金額に相当する額		
(2) 日本銀行が発行する出資証券及び特別の法律により法人が発行する債券(前号に掲げる債券を除く。) 額面金額の100分の90に相当する額			(2) 日本銀行が発行する出資証券及び特別の法律により法人が発行する債券(前号に掲げる債券を除く。) 額面金額の100分の90に相当する額		
(3) 条例第12条第3項第5号に掲げる有価証券 時価の100分の80に相当する額			(3) 条例第8条第3項第5号に掲げる有価証券 時価の100分の80に相当する額		
2 前項の規定により換算した額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。			2 前項の規定により換算した額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。		
(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請)			(新設)		
第15条 条例第17条第3項の規則で定める認可申請書は、同条第1項の認可に係る申請であるときは、第5号様式によるものとする。					
2 条例第17条第3項の規則で定める認可申請書は、同条第2項の合併の認可に係る申請であるときは第6号様式、分割の認可に係る申請であるときは第7号様式によるものとする。					
3 前2項の認可申請書の添付書類については、第10条第2項の規定を準用する。この場合において、条例第17条第1項の認可に係る申請については、第10条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、条例第17条第2項の認可に係る申請については、第10条第2項中「次に掲げる書類」とあ					

改正後	改正前
<p>るの「次に掲げる書類及び合併又は分割に係る契約書の写し」と読み替えるものとする。</p> <p>(卸売業者の名称変更等の届出)</p>	
<p>第16条 条例第18条第1項の規定による届出は、卸売業者名称変更等届出書(第8号様式)によるものとし、かつ、同項第2号及び第4号に係るものについては、届出事項に係る内容を証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>(せり人の名簿)</p>	(新設)
<p>第17条 条例第20条第1項のせり人の名簿は、第9号様式によるものとする。</p> <p>(せり人章)</p>	(新設)
<p>第18条 条例第21条のせり人章は、第10号様式によるものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>第7条 条例第12条のせり人章は、第1号様式の2によるものとする。</p> <p>(販売補助者の届出等)</p> <p>第8条 卸売業者は、せり人以外の従業者に販売補助をさせる場合は、その販売補助に従事させる者について、販売補助者(変更)届出書(第2号様式)により市長に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。</p>
<p>(卸売の代行の承認申請等)</p> <p>第19条 条例第22条の規定による承認の申請は、卸売の代行承認申請書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の卸売の代行承認申請書には、卸売を代行させようとする者に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 卸売を代行させようとする者が個人である場合</p> <p>ア 履歴書及び写真</p> <p>イ 住民票の写し又はこれに代わる書類</p> <p>ウ 市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書類</p> <p>(2) 卸売を代行させようとする者が法人である場合</p> <p>ア 定款又は規約</p>	<p>(卸売の代行の承認申請等)</p> <p>第9条 条例第13条の承認を受けようとする卸売業者は、卸売の代行承認申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の卸売の代行承認申請書には、卸売を代行させようとする者に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 卸売を代行させようとする者が個人である場合</p> <p>ア 履歴書及び写真</p> <p>イ 住民票の写し又はこれに代わる書類</p> <p>ウ 市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書類</p> <p>(2) 卸売を代行させようとする者が法人である場合</p> <p>ア 定款又は規約</p>

改正後	改正前
<p>イ 登記事項証明書 ウ 業務を執行する役員に係る市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書類並びに当該法人の代表者の履歴書及び写真</p> <p>3 条例第22条の規定により卸売の代行を行う者は、卸売の代行の業務に従事するときは、氏名又は名称を明示しなければならない。 <u>(卸売業者の不適合事実の生じた場合の届出)</u></p>	<p>イ 登記事項証明書 ウ 業務を執行する役員に係る市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書類並びに当該法人の代表者の履歴書及び写真</p> <p>3 条例第13条の規定により卸売の代行を行う者は、卸売の代行の業務に従事するときは、氏名又は名称を明示しなければならない。</p>
<p>第20条 卸売業者又はその清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。 <u>(1) 卸売業者が解散したとき。</u> <u>(2) 卸売業者が条例第10条第4項第3号ア又はイに該当することとなったとき。</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>(県知事へ提出する書類の提出)</u></p>
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第2節 仲卸業者 (仲卸しの業務の許可申請)</p>	<p>第10条 卸売業者又は卸売業者になろうとする者は、神奈川県知事に書類を提出する場合は、その写しを市長に提出しなければならない。 <u>(総会招集の届出)</u></p> <p>第11条 法人である卸売業者は、社員総会、株主総会又は組合総会を招集しようとするときは、あらかじめその日時、場所及び付議事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>第2節 仲卸業者 (許可申請)</p>
<p>第21条 条例第24条第3項の規則で定める許可申請書は、<u>第12号様式</u>によるものとする。</p> <p>2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が個人である場合 ア 履歴書及び写真 イ 資産調書 ウ 住民票の写し又はこれに代わる書類 エ 市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書類</p>	<p>第12条 条例第15条第3項の規則で定める許可申請書は、<u>第4号様式</u>によるものとする。</p> <p>2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が個人である場合 ア 履歴書及び写真 イ 資産調書 ウ 住民票の写し又はこれに代わる書類 エ 市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書類</p>

改正後	改正前
<p>オ <u>事業開始後3事業年度における事業計画書</u></p> <p>カ 申請者が<u>条例第24条第4項第2号及び第5号に該当しないこと</u>を誓約する書面</p> <p>キ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 申請者が法人である場合</p> <p>ア 定款又は規約</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ <u>直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書</u></p> <p>エ <u>事業開始後3事業年度における事業計画書</u></p> <p>オ <u>株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面</u></p> <p>カ 業務を執行する役員に係る市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書類並びに当該法人の代表者の履歴書及び写真</p> <p>キ 業務を執行する役員が<u>条例第24条第4項第2号及び第5号に該当しないこと</u>を誓約する書面</p> <p>ク その他市長が必要と認める書類</p> <p>(<u>仲卸しの業務の許可証の交付等</u>)</p>	<p>オ 事業計画書</p> <p>カ 申請者が<u>条例第15条第4項第2号及び第5号に該当しないこと</u>を誓約する書面</p> <p>キ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 申請者が法人である場合</p> <p>ア 定款又は規約</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 貸借対照表及び損益計算書</p> <p>エ 事業計画書</p> <p>オ <u>株主の氏名若しくは名称若しくは出資者の氏名若しくは名称又は組合員の氏名若しくは名称及びその持株数又は出資額を記載した書面</u></p> <p>カ 業務を執行する役員に係る市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書類並びに当該法人の代表者の履歴書及び写真</p> <p>キ 業務を執行する役員が<u>条例第15条第4項第2号及び第5号に該当しないこと</u>を誓約する書面</p> <p>ク その他市長が必要と認める書類</p> <p>(<u>許可証の交付</u>)</p>
<p><u>第22条</u> 市長は、<u>条例第24条第1項の許可をしたときは、仲卸業務許可証(第13号様式)を交付するものとする。</u></p>	<p><u>第13条</u> 市長は、<u>条例第15条第1項の許可をしたときは、仲卸業務許可証(第5号様式)を交付するものとする。</u></p>
<p>2 <u>仲卸業者は、その資格を失ったときは、仲卸業務許可証を遅滞なく市長に返還しなければならない。</u></p> <p><u>(許可を受けた部類以外の部類に属する物品の取扱承認申請)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第23条</u> <u>条例第24条第5項の規定による承認の申請は、許可外部類物品取扱承認申請書によるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2 <u>前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>許可を受けた部類以外の部類に属する物品の取扱に関する計画を記載した書類</u></p> <p>(2) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p>	

改正後	改正前
<p>(保証金の額)</p> <p>第24条 条例第26条第1項に規定する仲卸業者の預託すべき保証金の額は、青果部、水産物部及び花き部とも条例第68条第2項に規定する仲卸業者の利用料金（販売金額による利用料金を除く。）の月額額の3倍とする。</p> <p>2 前項の保証金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(売買参加章等の交付等)</p>	<p>(保証金の額)</p> <p>第14条 条例第17条第1項に規定する仲卸業者の預託すべき保証金の額は、青果部、水産物部及び花き部とも条例第64条第2項に規定する仲卸業者の利用料金（販売金額による利用料金を除く。）の月額額の3倍とする。</p> <p>2 前項の保証金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(売買参加章等の交付等)</p>
<p>第25条 市長は、仲卸業者が条例第25条第1項の保証金を預託したときは、売買参加章（第14号様式）を交付するものとする。</p> <p>2 市長は、前項に定めるもののほか、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、売買参加補助章（第15号様式）を交付することができる。</p> <p>3 仲卸業者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、売買参加章又は売買参加補助章を着用しなければならない。</p> <p>(売買参加章等の返還)</p>	<p>第15条 市長は、仲卸業者が条例第16条第1項の保証金を預託したときは、売買参加章（第6号様式）を交付するものとする。</p> <p>2 市長は、前項に定めるもののほか、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、売買参加補助章（第7号様式）を交付することができる。</p> <p>3 仲卸業者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、売買参加章又は売買参加補助章を着用しなければならない。</p> <p>(許可証等の返還)</p>
<p>第26条 仲卸業者は、その資格を失ったときは、売買参加章及び売買参加補助章を遅滞なく市長に返還しなければならない。</p> <p>(仲卸業者の営業等の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請)</p>	<p>第16条 仲卸業者は、その資格を失ったときは、仲卸業務許可証、売買参加章及び売買参加補助章を遅滞なく市長に返還しなければならない。</p> <p>(営業等の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請)</p>
<p>第27条 条例第28条第3項の規則で定める認可申請書は、同条第1項の認可に係る申請であるときは、第16号様式によるものとする。</p> <p>2 条例第28条第3項の規則で定める認可申請書は、同条第2項の合併の認可に係る申請であるときは第17号様式、分割の認可に係る申請であるときは第18号様式によるものとする。</p> <p>3 前2項の認可申請書の添付書類については、第21条第2項の規定を準用する。この場合において、条例第28条第1項の認可に係る申請については、第21条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書</p>	<p>第17条 条例第19条第3項の規則で定める認可申請書は、同条第1項の認可に係る申請であるときは、第8号様式によるものとする。</p> <p>2 条例第19条第3項の規則で定める認可申請書は、同条第2項の合併の認可に係る申請であるときは第9号様式、分割の認可に係る申請であるときは第10号様式によるものとする。</p> <p>3 前2項の認可申請書の添付書類については、第12条第2項の規定を準用する。この場合において、条例第19条第1項の認可に係る申請については第12条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類並</p>

改正後	改正前
<p>類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、<u>条例第28条第2項</u>の認可に係る申請については、<u>第21条第2項</u>中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び合併又は分割に係る契約書の写し」と読み替えるものとする。</p> <p>(<u>仲卸しの業務の相続の認可申請</u>)</p>	<p>びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、<u>条例第19条第2項</u>の認可に係る申請については<u>第12条第2項</u>中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び合併又は分割に係る契約書の写し」と読み替えるものとする。</p> <p>(<u>相続の認可申請</u>)</p>
<p><u>第28条</u> <u>条例第29条第4項</u>の規則で定める認可申請書は、<u>第19号</u>様式によるものとする。</p>	<p><u>第18条</u> <u>条例第20条第4項</u>の規則で定める認可申請書は、<u>第11号</u>様式によるものとする。</p>
<p>2 前項の認可申請書の添付書類については、<u>第21条第2項</u>(<u>第2号を除く。</u>)の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類並びに申請者と被相続人との続柄を証明する書面及び仲卸しの業務を申請者が引き続き行うことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し」と読み替えるものとする。</p> <p>(<u>仲卸業者の不適格事実の生じた場合の届出</u>)</p>	<p>2 前項の認可申請書の添付書類については、<u>第12条第2項第1号</u>の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類並びに申請者と被相続人との続柄を証明する書面及び仲卸しの業務を申請者が引き続き行うことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し」と読み替えるものとする。</p> <p>(<u>不適格事実の生じた場合の届出</u>)</p>
<p><u>第29条</u> 仲卸業者は、<u>条例第24条第4項第1号</u>、<u>第2号</u>、<u>第5号</u>又は<u>第6号</u>のいずれかに該当したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(<u>仲卸業者の名称変更等の届出</u>)</p>	<p><u>第19条</u> 仲卸業者は、<u>条例第15条第4項第1号</u>、<u>第2号</u>、<u>第5号</u>又は<u>第6号</u>のいずれかに該当したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(<u>名称変更等の届出</u>)</p>
<p><u>第30条</u> <u>条例第30条第1項</u>の規定による届出は、仲卸業者(関連事業者)名称変更等届出書(<u>第20号</u>様式)によるものとし、かつ、同項第2号及び第4号に係るものについては、届出事項に係る内容を証明する書類を添付しなければならない。</p>	<p><u>第20条</u> <u>条例第21条第1項</u>の規定による届出は、仲卸業者(関連事業者)の名称変更等の届出書(<u>第12号</u>様式)によるものとし、かつ、同項第2号及び第4号に係るものについては、届出事項に係る内容を証明する書類を添付しなければならない。</p>
<p>2 <u>条例第30条第2項</u>の規定による届出は、仲卸業者(関連事業者)死亡(解散)届出書(<u>第21号</u>様式)によるものとし、かつ、届出事項に係る内容を証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>(<u>仲卸業者の営業報告</u>)</p>	<p>2 <u>条例第21条第2項</u>の規定による届出は、仲卸業者(売買参加者、関連事業者)死亡(解散)届出書(<u>第13号</u>様式)によるものとし、かつ、届出事項に係る内容を証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>(<u>営業報告書</u>)</p>
<p><u>第31条</u> <u>条例第31条</u>の営業報告書は、<u>第22号</u>様式によるものとする。</p> <p>2 前項の営業報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 貸借対照表</p>	<p><u>第21条</u> <u>条例第22条</u>の営業報告書は、<u>第14号</u>様式によるものとする。</p> <p>2 前項の営業報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 貸借対照表</p>

改正後	改正前
<p>(2) 損益計算書</p> <p>(3) 法人である仲卸業者にあつては、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）<u>第96条</u>の株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書及び同規則<u>第97条</u>の個別注記表</p> <p>（準用規定）</p>	<p>(2) 損益計算書</p> <p>(3) 法人である仲卸業者にあつては、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）<u>第127条</u>の株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書及び同規則<u>第128条</u>の個別注記表</p> <p>（準用規定）</p>
<p>第32条 第14条の規定は、条例第25条第1項の保証金について準用する。</p>	<p>第22条 第6条の規定は、条例第16条第1項の保証金について準用する。</p>
<p>第3節 売買参加者</p>	<p>第3節 売買参加者</p> <p>（承認申請）</p>
<p>（削除）</p>	<p>第23条 <u>条例第23条</u>の規則で定める承認申請書は、<u>第15号様式</u>によるものとする。</p>
<p>（削除）</p>	<p>2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p><u>(1) 申請者が個人である場合</u></p>
	<p>ア <u>履歴書及び写真</u></p>
	<p>イ <u>資産調書</u></p>
	<p>ウ <u>住民票の写し又はこれに代わる書類</u></p>
	<p>エ <u>市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書類</u></p>
	<p>オ <u>その他市長が必要と認める書類</u></p>
	<p><u>(2) 申請者が法人である場合</u></p>
	<p>ア <u>定款又は規約</u></p>
	<p>イ <u>登記事項証明書</u></p>
	<p>ウ <u>貸借対照表及び損益計算書</u></p>
	<p>エ <u>当該法人の代表者の履歴書及び写真</u></p>
	<p>オ <u>当該法人の常時売買に参加する者の履歴書、写真及び住民票の写し又はこれに代わる書類</u></p>
<p>（削除）</p>	<p>3 <u>条例第23条第1項の承認について、市長は、適正かつ健全な取引を確保するため必要があると認めるときは、市場関係者の意見を聴くことがで</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>きる。</u></p> <p><u>(承認証の交付)</u></p> <p><u>第24条 市長は、条例第23条第1項の承認をしたときは、売買参加者承認証（第16号様式）を交付するものとする。</u></p>
<p><u>(売買参加者の届出)</u></p> <p><u>第33条 条例第32条第1項の規定による届出は、売買参加者届出書（第23号様式）によるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の届出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 卸売業者の推薦書</u></p> <p><u>(2) その他市長が必要と認める書類</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(売買参加章等の交付等)</u></p> <p><u>第34条 市長は、条例第32条第1項の規定による届出があったときは、売買参加章を交付するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項に定めるもののほか、売買参加者の効率的な取引を確保するため、必要があると認めるときは、売買参加補助章を交付することができる。</u></p> <p><u>3 売買参加者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前2項の売買参加章又は売買参加補助章を着用しなければならない。</u></p>	<p><u>(売買参加章等の交付等)</u></p> <p><u>第25条 市長は、条例第23条第1項の承認をしたときは、売買参加章を交付するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項に定めるもののほか、売買参加者の効率的な取引を確保するため、必要があると認めるときは、売買参加補助章を交付することができる。</u></p> <p><u>3 売買参加者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、売買参加章又は売買参加補助章を着用しなければならない。</u></p> <p><u>(承認証等の返還)</u></p>
(第36条へ移動)	<p><u>第26条 売買参加者は、その資格を失ったときは、売買参加者承認証、売買参加章及び売買参加補助章を遅滞なく市長に返還しなければならない。</u></p> <p><u>(不適格事実の生じた場合の届出)</u></p>
(削除)	<p><u>第27条 売買参加者は、条例第23条第4項第1号、第4号又は第5号のいずれかに該当したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(名称変更等の届出)</u></p>
(削除)	<p><u>第28条 条例第24条第1項の規定による届出は、売買参加者の名称変更等の届出書（第17号様式）によるものとし、かつ、同項第1号及び第3号</u></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(記載事項の変更等の届出)</p> <p>第35条 条例第32条第2項の規定による届出は、<u>売買参加者記載事項変更等届出書(第24号様式)によるものとする。</u></p> <p>(売買参加章等の返還)</p> <p>第36条 売買参加者は、卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、<u>売買参加章及び売買参加補助章を遅滞なく市長に返還しなければならない。</u></p>	<p><u>に係るものについては、届出事項に係る内容を証明する書類を添付しなければならない。</u></p> <p>2 第20条第2項の規定は、<u>条例第24条第2項の規定による届出について準用する。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>第35条 条例第32条第2項の規定による届出は、<u>売買参加者記載事項変更等届出書(第24号様式)によるものとする。</u></p> <p>(売買参加章等の返還)</p> <p>第36条 売買参加者は、卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、<u>売買参加章及び売買参加補助章を遅滞なく市長に返還しなければならない。</u></p>	<p>(第26条から移動)</p>
<p>第4節 関連事業者</p> <p>(規則で定める関連事業者の種類)</p> <p>第37条 条例第33条第1項第1号の規則で定める業務を営む者は、<u>市場の取扱物品に係る次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) 包装資材販売業者</p> <p>(2) 調理道具販売業者</p> <p>(3) 花き資材販売業者</p> <p>(4) その他市長が必要と認める業務を営む者</p>	<p>第4節 関連事業者</p> <p>(規則で定める関連事業者の種類)</p> <p>第29条 条例第26条第1項第1号の規則で定める業務を営む者は、<u>市場の取扱物品に係る次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) 包装資材販売業者</p> <p>(2) 調理道具販売業者</p> <p>(3) 花き資材販売業者</p> <p>(4) その他市長が必要と認める業務を営む者</p>
<p>2 条例第33条第1項第2号の規則で定める業務を営む者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 銀行業者</p> <p>(2) 容器回収業者</p> <p>(3) たばこ小売業者</p> <p>(4) 衣料品販売業者</p> <p>(5) 履物販売業者</p> <p>(6) 医薬品販売業者</p> <p>(7) 化粧品販売業者</p>	<p>2 条例第26条第1項第2号の規則で定める業務を営む者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 銀行業者</p> <p>(2) 容器回収業者</p> <p>(3) たばこ小売業者</p> <p>(4) 衣料品販売業者</p> <p>(5) 履物販売業者</p> <p>(6) 医薬品販売業者</p> <p>(7) 化粧品販売業者</p>

改正後	改正前
<p>(8) その他市長が必要と認める業務を営む者 (<u>関連事業者の許可申請</u>)</p> <p><u>第38条</u> 条例<u>第33条</u>第2項の規則で定める許可申請書は、<u>第25号</u>様式によるものとする。</p> <p>2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が個人である場合</p> <p>ア 履歴書及び写真</p> <p>イ 資産調書</p> <p>ウ 住民票の写し又はこれに代わる書類</p> <p>エ 市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書類</p> <p>オ <u>事業開始後3事業年度における事業計画書</u></p> <p>カ 第1種関連事業に係る申請者にあつては、<u>条例第34条</u>第1項第2号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>キ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 申請者が法人である場合</p> <p>ア 定款又は規約</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ <u>直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書</u></p> <p>エ <u>事業開始後3事業年度における事業計画書</u></p> <p>オ <u>株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面</u></p> <p>カ 業務を執行する役員に係る市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書類並びに当該法人の代表者の履歴書及び写真</p> <p>キ 第1種関連事業に係る申請者にあつては、その業務を執行する役員が<u>条例第34条</u>第1項第2号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>ク その他市長が必要と認める書類</p> <p>(<u>関連事業の業務の許可証の交付等</u>)</p> <p><u>第39条</u> 市長は、<u>条例第33条</u>第1項の規定により関連事業者の許可をし</p>	<p>(8) その他市長が必要と認める業務を営む者 (許可申請)</p> <p><u>第30条</u> 条例<u>第26条</u>第2項の規則で定める許可申請書は、<u>第18号</u>様式によるものとする。</p> <p>2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が個人である場合</p> <p>ア 履歴書及び写真</p> <p>イ 資産調書</p> <p>ウ 住民票の写し又はこれに代わる書類</p> <p>エ 市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書類</p> <p>オ 事業計画書</p> <p>カ 第1種関連事業に係る申請者にあつては、<u>条例第27条</u>第1項第2号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>キ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 申請者が法人である場合</p> <p>ア 定款又は規約</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 貸借対照表及び損益計算書</p> <p>エ 事業計画書</p> <p>オ <u>株主の氏名若しくは名称若しくは出資者の氏名若しくは名称又は組合員の氏名若しくは名称及びその持株数又は出資額を記載した書面</u></p> <p>カ 業務を執行する役員に係る市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書類並びに当該法人の代表者の履歴書及び写真</p> <p>キ 第1種関連事業に係る申請者にあつては、その業務を執行する役員が<u>条例第27条</u>第1項第2号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>ク その他市長が必要と認める書類</p> <p>(許可証の交付等)</p> <p><u>第31条</u> 市長は、<u>条例第26条</u>第1項の規定により関連事業者の許可をし</p>

改正後	改正前
<p>したときは、関連事業業務許可証（<u>第26号様式</u>）を交付するものとする。</p> <p>2 関連事業者は、その資格を失ったときは、関連事業業務許可証を遅滞なく市長に返還しなければならない。</p> <p>（保証金の額）</p>	<p>たときは、関連事業業務許可証（<u>第19号様式</u>）を交付するものとする。</p> <p>2 関連事業者は、その資格を失ったときは、関連事業業務許可証を遅滞なく市長に返還しなければならない。</p> <p>（保証金の額）</p>
<p><u>第40条</u> 条例第36条第1項に規定する関連事業者の預託すべき保証金の額は、条例<u>第68条</u>第2項に規定する関連事業者の利用料金（販売金額による利用料金を除く。）の月額額の2倍とする。</p> <p>2 <u>第24条</u>第2項の規定は、前項の保証金の額について準用する。</p> <p>（<u>関連事業者の営業等の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請</u>）</p>	<p><u>第32条</u> 条例第29条第1項に規定する関連事業者の預託すべき保証金の額は、条例<u>第64条</u>第2項に規定する関連事業者の利用料金（販売金額による利用料金を除く。）の月額額の2倍とする。</p> <p>2 <u>第14条</u>第2項の規定は、前項の保証金の額について準用する。</p> <p>（<u>営業等の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請</u>）</p>
<p><u>第41条</u> 条例第39条において準用する条例第28条第3項の規則で定める認可申請書は、同条第1項の認可に係る申請であるときは、<u>第16号</u>様式によるものとする。</p> <p>2 条例第39条において準用する条例第28条第3項の規則で定める認可申請書は、同条第2項の合併の認可に係る申請であるときは<u>第17号</u>様式、分割の認可に係る申請であるときは<u>第18号</u>様式によるものとする。</p> <p>3 前2項の認可申請書の添付書類については、<u>第38条</u>第2項の規定を準用する。この場合において、条例第28条第1項の認可に係る申請については、<u>第38条</u>第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、条例第28条第2項の認可に係る申請については、<u>第38条</u>第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び合併又は分割に係る契約書の写し」と読み替えるものとする。</p> <p>（<u>関連事業の業務の相続の認可申請</u>）</p>	<p><u>第33条</u> 条例第32条において準用する条例第19条第3項の規則で定める認可申請書は、同条第1項の認可に係る申請であるときは、<u>第8号</u>様式によるものとする。</p> <p>2 条例第32条において準用する条例第19条第3項の規則で定める認可申請書は、同条第2項の合併の認可に係る申請であるときは<u>第9号</u>様式、分割の認可に係る申請であるときは<u>第10号</u>様式によるものとする。</p> <p>3 前2項の認可申請書の添付書類については、<u>第30条</u>第2項の規定を準用する。この場合において、条例第19条第1項の認可に係る申請については、<u>第30条</u>第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、条例第19条第2項の認可に係る申請については、<u>第30条</u>第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び合併又は分割に係る契約書の写し」と読み替えるものとする。</p> <p>（<u>相続の認可申請</u>）</p>
<p><u>第42条</u> 条例第39条において準用する条例第29条第4項の規則で定める認可申請書は、<u>第19号</u>様式によるものとする。</p> <p>2 前項の認可申請書の添付書類については、<u>第38条</u>第2項（<u>第2号</u>を除く）</p>	<p><u>第34条</u> 条例第32条において準用する条例第20条第4項の規則で定める認可申請書は、<u>第11号</u>様式によるものとする。</p> <p>2 前項の認可申請書の添付書類については、<u>第30条</u>第2項<u>第1号</u>の規定</p>

改正後	改正前
<p>く。)の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類並びに申請者と被相続人との続柄を証明する書面及び関連事業の業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し」と読み替えるものとする。</p>	<p>を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類並びに申請者と被相続人との続柄を証明する書面及び関連事業の業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し」と読み替えるものとする。</p>
<p>(関連事業者の不適格事実の生じた場合の届出)</p>	<p>(不適格事実を生じた場合の届出)</p>
<p>第43条 関連事業者は、条例第34条第1項第1号、第2号若しくは第5号又は同条第2項第1号若しくは第4号のいずれかに該当したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>第35条 関連事業者は、条例第27条第1項第1号、第2号若しくは第5号又は同条第2項第1号若しくは第4号のいずれかに該当したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p>
<p>(関連事業者の名称変更等の届出)</p>	<p>(名称変更等の届出)</p>
<p>第44条 条例第39条において準用する条例第30条第1項の規定による届出は、仲卸業者(関連事業者)名称変更等届出書によるものとし、かつ、同項第2号及び第4号に係るものについては、届出事項に係る内容を証明する書類を添付しなければならない。</p>	<p>第36条 条例第32条において準用する条例第21条第1項の規定による届出は、仲卸業者(関連事業者)の名称変更等の届出書によるものとし、かつ、同項第2号及び第4号に係るものについては、届出事項に係る内容を証明する書類を添付しなければならない。</p>
<p>2 第30条第2項の規定は、条例第39条において準用する条例第30条第2項の規定による届出について準用する。</p> <p>(準用規定)</p>	<p>2 第20条第2項の規定は、条例第32条において準用する条例第21条第2項の規定による届出について準用する。</p> <p>(準用規定)</p>
<p>第45条 第14条の規定は、条例第35条第1項の保証金について準用する。</p>	<p>第37条 第6条の規定は、条例第28条第1項の保証金について準用する。</p>
<p>2 第31条の規定は、条例第39条において準用する条例第31条の営業報告書(第22号様式)について準用する。</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法</p>	<p>2 第21条の規定は、条例第32条において準用する条例第22条の営業報告書について準用する。</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法</p> <p>(上場順位)</p>
<p>(削除)</p> <p>(売買取引の単位)</p>	<p>第38条 物品の上場順位は、その物品が市場に入荷した順位による。ただし、これにより難い理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(売買取引の単位)</p>
<p>第46条 売買取引の単位は、重量による。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、この限りでない。</p>	<p>第39条 売買取引の単位は、重量による。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、この限りでない。</p> <p>(上場単位)</p>

改正後	改正前
(削除)	第40条 卸売業者は、上場単位を定めるとき、又は変更するときは、市長の承認を受けなければならない。
(削除)	2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、上場単位承認(変更承認)申請書(第20号様式)を市長に提出しなければならない。
(削除)  (現品又は見本による取引)	3 市長は、第1項の規定により承認した上場単位を取引の適正化及び効率的な流通確保を図るため変更する必要があると認めるときは、卸売業者に対し、その旨を指示することができる。  (現品又は見本による取引)
第47条 卸売業者が市場において行う卸売(市場外で引渡しをする物品の卸売を除く。以下この条及び次条本文において同じ。)は、現品又は見本をもって行わなければならない。ただし、銘柄による取引慣習があるときは、これによることができる。  (現品又は見本の下見)	第41条 卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本(電子商取引にあつては、これらの画像情報。以下同じ。)をもって行わなければならない。ただし、銘柄による取引慣習があるときは、これによることができる。  (現品又は見本の下見等)
第48条 卸売業者は、卸売に参加する者が現品又は見本の下見を十分に行うことができるよう措置しなければならない。ただし、銘柄により卸売を行う場合は、この限りでない。  (せり売の方法)	第42条 卸売業者は、卸売に参加する者が現品又は見本の下見(電子商取引にあつては、これらの閲覧)を十分にすることができるよう措置しなければならない。ただし、銘柄により卸売を行う場合は、この限りでない。  (せり売の方法)
第49条 せり売は、せり売をしようとする物品について荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後、行わなければならない。	第43条 せり売は、せり売をしようとする物品について荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後、 <u>上場単位ごとに行われなければならない。</u> ただし、規格性があり大量に上場する物品であつて、卸売業務の円滑化を図るため市長が必要と認めるときは、一括上場分割販売の方法によることができる。
2 せり売は、 <u>せり人</u> が最高申込価格を原則として3回呼び上げたときに終了し、最高申込価格の申込者をせり落し人とする。ただし、最高申込価格が指値に達しないときは、この限りでない。	2 せり売は、 <u>卸売業者</u> が最高申込価格を原則として3回呼び上げたとき(電子商取引によるせり売の場合は所定の時間に達したとき)に終了し、最高申込価格の申込者をせり落し人とする。ただし、最高申込価格が指値に達しないときは、この限りでない。
3 <u>せり人</u> は、最高申込価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法によってせり落し人を決定しなければならない。	3 <u>卸売業者</u> は、最高申込価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法によってせり落し人を決定しなければならない。

改正後	改正前
<p>4 <u>せり人</u>は、せり落しが決定したときは、直ちにその価格、数量（一括上場分割販売に限る。）及びせり落し人の<u>売買参加章又は売買参加補助章</u>に付した番号（以下「<u>売買参加章番号</u>」という。）を呼び上げなければならない。</p> <p>（入札の方法）</p>	<p>4 <u>卸売業者</u>は、せり落しが決定したときは、直ちにその価格、数量（一括上場分割販売に限る。）及びせり落し人の<u>氏名又は商号若しくは売買参加章</u>に付した番号（以下「<u>売買参加章番号</u>」という。）を呼び上げ、<u>又は表示</u>しなければならない。</p> <p>（入札の方法）</p>
<p>第50条 入札は、入札をしようとする物品について荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後、入札に参加する者に対し、入札票（<u>第27号様式</u>）により指定事項を記録させて行わなければならない。</p> <p>2 開札は、入札終了後直ちに行わなければならない。</p> <p>3 落札者は、最高価格の入札者とする。ただし、最高価格が指値に達しないときは、この限りでない。</p> <p>4 <u>せり人</u>は、最高価格の入札者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法によって落札者を決定しなければならない。</p> <p>5 <u>せり人</u>は、落札が決定したときは、直ちにその価格、数量（一括上場分割販売に限る。）及び落札者の<u>売買参加章番号</u>を呼び上げなければならない。</p> <p>（入札の無効）</p>	<p>第44条 入札は、入札をしようとする物品について荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後、入札に参加する者に対し、入札票（<u>第21号様式</u>）により指定事項を記録させて行われなければならない。</p> <p>2 開札は、入札終了後直ちに行われなければならない。</p> <p>3 落札者は、最高価格の入札者とする。ただし、最高価格が指値に達しないときは、この限りでない。</p> <p>4 <u>卸売業者</u>は、最高価格の入札者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法によって落札者を決定しなければならない。</p> <p>5 <u>卸売業者</u>は、落札が決定したときは、直ちにその価格、数量（一括上場分割販売に限る。）及び落札者の<u>氏名又は商号若しくは売買参加章番号</u>を呼び上げ、<u>又は表示</u>しなければならない。</p> <p>（入札の無効）</p>
<p>第51条 入札は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。</p> <p>(1) 入札者が<u>誰</u>であるか確認し難いとき。</p> <p>(2) 入札金額その他指定記録事項が不明なとき。</p> <p>(3) 入札に際し不当又は不正な行為があったと認められるとき。</p> <p>(4) 2通以上の入札票により入札したとき。</p> <p>2 前項の規定により入札が無効となった場合は、卸売業者は、開札の際、その理由を明示し、入札が無効な旨を呼び上げなければならない。</p> <p>（せり落し又は落札の異議申立）</p>	<p>第45条 入札は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。</p> <p>(1) 入札者が<u>だれ</u>であるか確認し難いとき。</p> <p>(2) 入札金額その他指定記録事項が不明なとき。</p> <p>(3) 入札に際し不当又は不正な行為があったと認められるとき。</p> <p>(4) 2通以上の入札票により入札したとき。</p> <p>2 前項の規定により入札が無効となった場合は、卸売業者は、開札の際、その理由を明示し、入札が無効な旨を呼び上げ、<u>又は表示</u>しなければならない。</p> <p>（せり落し又は落札の異議申立）</p>

改正後	改正前
<p>第52条 <u>せり売又は入札に参加した者が、そのせり落とし又は落札の決定に異議があるときは、直ちに市長にその旨を申し立てることができる。</u></p> <p>2 市長は、前項の<u>規定による異議の申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。</u></p>	<p>第46条 <u>せり売又は入札に参加した者が、そのせり落とし又は落札の決定に異議があるときは、直ちに市長にその旨を申し立てることができる。</u></p> <p>2 市長は、前項の異議の申立てについて正当な理由があると認めるときは、<u>せり直し又は再入札を命ずることができる。</u></p> <p><u>(条例別表第1に規定する規則で定める品目)</u></p>
(削除)	<p>第47条 <u>条例別表第1の規則で定めるものは、加工品とする。</u></p> <p><u>(せり売又は入札の方法による卸売の割合)</u></p>
(削除)	<p>第48条 <u>条例第34条第1項第2号の規定による規則で定めるせり売又は入札の方法による割合は、次の各号に定める取扱品目の部類に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 青果部 30パーセント</u></p> <p><u>(2) 花き部 80パーセント</u></p> <p><u>(相対取引承認申請書)</u></p>
(削除)	<p>第49条 <u>条例第34条第6項の承認申請書は、第22号様式によるものとする。</u></p> <p><u>(電子商取引の承認申請等)</u></p>
(削除)	<p>第50条 <u>条例第35条第2項の承認は、同条第3項の規定により川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会の意見を聴き、当該承認の申請に係る電子商取引が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 電子商取引に参加する機会が、仲卸業者及び売買参加者に与えられること。</u></p> <p><u>(2) 電子商取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目等の情報が提供されていることが確実であること。</u></p> <p><u>(3) 電子商取引に係る物品の引渡方法が定められていることが確実であること。</u></p> <p><u>(4) 電子商取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<u>(5) 市長による電子商取引の内容の閲覧が可能なものであること。</u>
(削除)	2 <u>条例第35条第2項の規則で定める承認申請書及び同条第4項の規則で定める変更承認申請書は、第23号様式によるものとする。</u>
(削除)	3 <u>卸売業者は、電子商取引による卸売をしたときは、電子商取引による卸売実績報告書(第24号様式)により、毎月の実績を翌月10日までに市長に報告しなければならない。</u>
(削除)	<u>(委託者の指図の届出)</u>
(削除)	第51条 <u>卸売業者は、条例第36条ただし書の委託者の指図がある委託物品を受領した場合は、受領後、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u>
(削除) (指値の呼上げ等)	2 <u>前項の規定による届出は、指値その他販売条件付物品届出書(第25号様式)によるものとする。</u> (指値の呼上げ等)
第53条 <u>卸売業者は、指値を付された受託物品については、その旨を当該受託物品の現品又は見本に表示し、卸売の開始前にその旨を呼び上げなければならない。</u>	第52条 <u>卸売業者は、指値を付された受託物品については、その旨を当該受託物品の現品又は見本に表示し、卸売(電子商取引による卸売を除く。)の開始前にその旨を呼び上げなければならない。</u>
2 <u>卸売業者は、前項の規定による表示及び呼上げをしないときは、指値をもって仲卸業者又は売買参加者に対抗することができない。</u>	2 <u>卸売業者は、前項の規定による表示及び呼上げをしないときは、指値をもって仲卸業者又は売買参加者に対抗することができない。</u> <u>(委託者の指図に添えない場合の取扱)</u>
(削除)	第53条 <u>卸売業者は、条例第36条ただし書の委託者の指図がある委託物品について、相当の期間内にその条件によりこれを販売することができないときは、その旨を委託者に通知し、その指図を受けなければならない。ただし、委託者の指図を待つことにより、委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認められるときは、卸売業者は、市長の承認を受け、その条件がなかったものとして、これを販売することができる。</u>
(削除)	2 <u>市長は、卸売業者が前項ただし書の規定による販売をしたときは、当該卸売業者の申請により、第26号様式による証明書を交付するものとする。</u> (仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の届出)

改正後	改正前
(削除)	第54条 条例第38条第2項の規定による届出は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売届出書（第27号様式）によるものとする。
(受託契約約款の届出)	(受託契約約款の届出)
第54条 条例第45条第1項の規定による届出及び変更の届出は、受託契約約款（変更）届出書（第28号様式）によるものとする。	第55条 条例第42条の規定による届出及び変更の届出は、受託契約約款（変更）届出書（第28号様式）によるものとする。
2 前項の届出書には、受託契約約款（変更の届出の場合にあっては、変更した受託契約約款）を添付しなければならない。	2 前項の届出書には、受託契約約款（変更の届出の場合にあっては、変更した受託契約約款）を添付しなければならない。
(販売原票の写し等の提出)	(販売原票の写し等の提出)
第55条 卸売業者は、条例第48条第1項の販売原票を書面をもって作成したときはその写しを、電磁的記録をもって作成したときは当該電磁的記録を直ちに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。	第56条 卸売業者は、条例第45条第1項の販売原票を書面をもって作成したときはその写しを、電磁的記録をもって作成したときは当該電磁的記録を直ちに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。
(売渡票の作成等)	(売渡票の作成等)
第56条 卸売業者は、条例第48条第1項の販売原票に基づき売渡票を作成し、仲卸業者及び売買参加者に交付しなければならない。	第57条 卸売業者は、条例第45条第1項の販売原票に基づき売渡票を作成し、仲卸業者及び売買参加者に交付しなければならない。
(卸売の相手方の明示)	(卸売の相手方の明示)
第57条 卸売業者は、条例第49条第1項の規定により、卸売をした物品について、仲卸業者又は売買参加者ごとに荷渡票を作成し、当該物品に添付する等、仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。	第58条 卸売業者は、条例第46条第1項の規定により、卸売をした物品について、仲卸業者又は売買参加者ごとに荷渡票を作成し、当該物品に添付する等、仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。
(買い受けた物品の引取りを怠った場合)	(買い受けた物品の引取りを怠った場合)
第58条 条例第49条第3項に規定する買い受けた物品の引取りを怠ったと認められるときは、次に掲げるとおりとする。	第59条 条例第46条第3項に規定する買い受けた物品の引取りを怠ったと認められるときは、次に掲げるとおりとする。
(1) 卸売業者が引渡しの準備を完了し、仲卸業者又は売買参加者に引取りを請求しても仲卸業者又は売買参加者が正当な理由なくこれを履行しないとき。	(1) 卸売業者が引渡しの準備を完了し、仲卸業者又は売買参加者に引取りを請求しても仲卸業者又は売買参加者が正当な理由なくこれを履行しないとき。
(2) 仲卸業者又は売買参加者の所在が不明で引取請求ができないとき。	(2) 仲卸業者又は売買参加者の所在が不明で引取請求ができないとき。

改正後	改正前
<p>(3) その他市長が仲卸業者又は売買参加者に不当又は不正な行為があると認めるとき。</p> <p>(引取りのない買い受けた物品の届出)</p>	<p>(3) その他市長が仲卸業者又は売買参加者に不当又は不正な行為があると認めるとき。</p> <p>(引取りのない買い受けた物品の届出)</p>
<p><u>第59条</u> 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p><u>第60条</u> 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。</p>
<p>(1) <u>条例第49条第3項</u>の規定により卸売業者がその物品の保管をし、又は他の者に卸売をしたとき。</p>	<p>(1) <u>条例第46条第3項</u>の規定により卸売業者がその物品の保管をし、又は他の者に卸売をしたとき。</p>
<p>(2) 仲卸業者又は売買参加者が<u>条例第49条第3項に規定する</u>保管の費用又は同条第4項の規定による差額の支払を怠ったとき。</p>	<p>(2) 仲卸業者又は売買参加者が<u>条例第46条第3項の規定による</u>保管の費用又は同条第4項の規定による差額の支払を怠ったとき。</p>
<p>(保管の費用及び差額の支払期限)</p>	<p>(保管の費用及び差額の支払期限)</p>
<p><u>第60条</u> <u>条例第49条第3項に規定する</u>保管の費用は仲卸業者又は売買参加者がその物品を引き取ったときに、同条第4項の差額は卸売業者が他の者に卸売をした当日に、これを支払わなければならない。</p>	<p><u>第61条</u> <u>条例第46条第3項に規定する</u>保管の費用は仲卸業者又は売買参加者がその物品を引き取ったときに、同条第4項の差額は卸売業者が他の者に卸売をした当日に、これを支払わなければならない。</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(仲卸業者の卸売業者以外の者からの買入れの届出)</u></p>
<p>(卸売予定数量等の報告等)</p>	<p><u>第62条</u> <u>条例第47条第2項の規定による届出は、卸売業者以外の者からの買入物品販売届出書(第29号様式)によるものとする。</u></p>
<p><u>第61条</u> <u>条例第52条第1項の規定による</u>報告は、次に掲げる事項を記載した報告書によるものとする。</p>	<p>(卸売予定数量等の報告等)</p> <p><u>第63条</u> <u>条例第50条第1項の規定による</u>報告は、次に掲げる事項を記載した報告書によるものとする。</p>
<p>(1) 当日市場内において卸売をする物品の品名、取引方法、主要な産地及び卸売予定数量</p>	<p>(1) 当日市場内において卸売をする物品の品名、取引方法、主要な産地及び卸売予定数量</p>
<p>(2) 当日市場外で卸売をする物品の品名、取引方法、主要な産地及び卸売予定数量</p>	<p>(2) 当日電子商取引により卸売をする物品の品名、取引方法、主要な産地及び卸売予定数量</p>
<p>2 <u>条例第52条第1項</u>の規則で定める時刻は、<u>条例第6条第1項各号</u>の取扱品目の部類ごとに卸売のための販売開始時刻の1時間前とする。</p>	<p>2 <u>条例第50条第1項</u>の規則で定める時刻は、<u>条例第3条第1項各号</u>の取扱品目の部類ごとに卸売のための販売開始時刻の1時間前とする。</p>
<p>3 <u>条例第52条第2項</u>の規定による報告は、卸売をした日の翌日までに行わなければならない。ただし、指定管理者の指定する物品については、当日の販売終了後、直ちに行わなければならない。</p>	<p>3 <u>条例第50条第2項</u>の規定による報告は、卸売をした日の翌日までに行わなければならない。ただし、指定管理者の指定する物品については、当日の販売終了後、直ちに行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>4 条例第52条第3項の規定による報告は、市況等に関する月例報告書(第29号様式)によるものとする。</p> <p>5 条例第52条第4項の規定による報告は、仲卸業者販売金額等月例報告書(第30号様式)によるものとする。</p> <p>6 条例第52条第5項の規定による報告は、関連事業者業務実績月例報告書(第31号様式)によるものとする。</p> <p>7 前3項に規定する報告書については、当該報告書に記載すべき事項を記</p>	<p>4 条例第50条第3項の規定による報告は、市況等に関する月例報告書(第30号様式)によるものとする。</p> <p>5 条例第50条第4項の規定による報告は、仲卸業者販売金額等月例報告書(第31号様式)によるものとする。</p> <p>6 条例第50条第5項の規定による報告は、関連事業者業務実績月例報告書(第32号様式)によるものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p><u>録した電磁的記録をもって、代えることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(卸売業者による卸売予定数量等の公表)</u></p>	<p><u>(卸売価格等の公表)</u></p> <p>第64条 条例第51条第2項の規定による公表は、市場内の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。</p>
<p>第62条 条例第53条第1項の規則で定める時刻は、卸売のための販売開始時刻の1時間前とする。</p> <p><u>(卸売業者以外の者からの買入物品等販売届出)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第63条 条例第56条の規定による届出は、卸売業者以外の者からの買入物品等販売届出書(第32号様式)によるものとする。</p> <p><u>(卸売業者の使用する帳票の承認等)</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>(卸売業者の使用する帳票の承認等)</u></p>
<p>第64条 卸売業者の使用する次に掲げる帳票は、市長がその業務内容を的確に把握することができる様式によるものとし、かつ、市長の承認を受けたものでなければならない。</p> <p>(1) 条例第48条第1項の販売原票</p> <p>(2) 第56条の売渡票</p> <p>(3) 第57条の荷渡票</p> <p>(4) 条例第57条の売買仕切書</p> <p>2 前項第1号の販売原票には、一連の番号を付さなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の帳票について、その様式が不相当であると認めるときは、卸売業者に対し、その変更を指示することができる。</p>	<p>第65条 卸売業者の使用する次に掲げる帳票は、市長がその業務内容を的確に把握することができる様式によるものとし、かつ、市長の承認を受けたものでなければならない。</p> <p>(1) 条例第45条第1項の販売原票</p> <p>(2) 第57条の売渡票</p> <p>(3) 第58条の荷渡票</p> <p>(4) 条例第52条の売買仕切書</p> <p>2 前項第1号の販売原票には、一連の番号を付さなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の帳票について、その様式が不相当であると認めるときは、卸売業者に対し、その変更を指示することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p><u>(売買仕切書又は売買仕切金の送付期日)</u></p>	<p><u>(委託手数料の率の届出)</u></p> <p>第66条 条例第54条第1項の規定による届出及び変更の届出は、委託手数料率(変更)届出書(第33号様式)によるものとする。</p>
<p>第65条 条例第57条第1項に規定する売買仕切書を送付しなければならない期日は、卸売をした当日とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 条例第57条第1項に規定する売買仕切金を送付しなければならない期日は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p><u>(1) 青果部 卸売をした日から起算して3日以内</u></p> <p><u>(2) 水産物部 卸売をした日から起算して7日以内</u></p> <p><u>(3) 花き部 卸売をした日から起算して15日以内</u></p> <p><u>(売買仕切金の支払方法)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第66条 条例第57条第1項の規則で定める方法は、現金払、小切手の振出し又は送金払のいずれかの方法とする。</p> <p><u>(買受代金の支払期日)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第67条 条例第59条第1項に規定する出荷者等から買い受けた物品の代金の支払期日は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p><u>(1) 青果部 物品を買い受けた日から起算して3日以内</u></p> <p><u>(2) 水産物部 物品を買い受けた日から起算して7日以内</u></p> <p><u>(3) 花き部 物品を買い受けた日から起算して15日以内</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2 条例第59条第1項に規定する卸売業者から買い受けた物品の代金の支払期日は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p><u>(1) 青果部 物品を買い受けた日から起算して3日以内</u></p> <p><u>(2) 水産物部 物品を買い受けた日から起算して5日以内</u></p> <p><u>(3) 花き部 物品を買い受けた日から起算して15日以内</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前												
<p>3 条例第59条第1項に規定する仲卸業者から買い受けた物品の代金の支払期日は、<u>物品を買い受けた当日とする。</u></p> <p>(買受代金の支払方法)</p>	(新設)												
<p>第68条 条例第59条第2項の規則で定める方法は、現金払、小切手の振出し又は送金払のいずれかの方法とする。</p> <p>(買い受けた物品の代金の滞納の届出)</p>	(新設)												
<p>第69条 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が買い受けた物品の代金の支払を怠ったときは、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(卸売代金の変更)</p>	<p>第67条 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が買い受けた物品の代金の支払を怠ったときは、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(卸売代金の変更)</p>												
<p>第70条 条例第60条第1項ただし書の規定による正当な理由があると認めるときは、卸売をした物品が次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 市場取引の経験から予見し難い隠れた欠陥があるとき。</p> <p>(2) 粗悪品が混入し、又は選別不十分と認められるとき。</p> <p>(3) 見本と現品の内容が相違しているとき、又は等級が相違しているとき。</p> <p>(4) 表示された事項と内容が相違しているとき。</p>	<p>第68条 条例第56条第1項ただし書の規定による正当な理由があると認めるときは、卸売をした物品が次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 市場取引の経験から予見し難い隠れた欠陥があるとき。</p> <p>(2) 粗悪品が混入し、又は選別不十分と認められるとき。</p> <p>(3) 見本と現品の内容が相違しているとき、又は等級が相違しているとき。</p> <p>(4) 表示された事項と内容が相違しているとき。</p>												
<p>2 市長は、条例第60条第1項ただし書の規定による確認を終了したときは、当該確認を受けた卸売業者の申請により、<u>第33号様式</u>による証明書を交付するものとする。</p> <p>第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理の方法 (品質管理の方法を定める施設の取扱品目)</p>	<p>2 市長は、条例第56条第1項ただし書の規定による確認を終了したときは、当該確認を受けた卸売業者の申請により、<u>第34号様式</u>による証明書を交付するものとする。</p> <p>第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理の方法 (品質管理の方法を定める施設の取扱品目)</p>												
<p>第71条 条例第61条第1項第1号の施設の取扱品目は、次のとおりとする。</p>	<p>第69条 条例第57条第1項第1号の施設の取扱品目は、次のとおりとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 1248 533 1295">施設</th> <th data-bbox="533 1248 1115 1295">取扱品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 1295 533 1391">青果部に関する施設</td> <td data-bbox="533 1295 1115 1391">別表に掲げる野菜、果実、野菜及び果実の加工品並びに従たる取扱品目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1391 533 1433">水産物部に関する施設</td> <td data-bbox="533 1391 1115 1433">別表に掲げる生鮮水産物、加工水産物及び</td> </tr> </tbody> </table>	施設	取扱品目	青果部に関する施設	別表に掲げる野菜、果実、野菜及び果実の加工品並びに従たる取扱品目	水産物部に関する施設	別表に掲げる生鮮水産物、加工水産物及び	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 1248 1512 1295">施設</th> <th data-bbox="1512 1248 2114 1295">取扱品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 1295 1512 1391">青果部に関する施設</td> <td data-bbox="1512 1295 2114 1391">別表に掲げる野菜、果実、野菜及び果実の加工品並びに従たる取扱品目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1391 1512 1433">水産物部に関する施設</td> <td data-bbox="1512 1391 2114 1433">別表に掲げる生鮮水産物、加工水産物及び</td> </tr> </tbody> </table>	施設	取扱品目	青果部に関する施設	別表に掲げる野菜、果実、野菜及び果実の加工品並びに従たる取扱品目	水産物部に関する施設	別表に掲げる生鮮水産物、加工水産物及び
施設	取扱品目												
青果部に関する施設	別表に掲げる野菜、果実、野菜及び果実の加工品並びに従たる取扱品目												
水産物部に関する施設	別表に掲げる生鮮水産物、加工水産物及び												
施設	取扱品目												
青果部に関する施設	別表に掲げる野菜、果実、野菜及び果実の加工品並びに従たる取扱品目												
水産物部に関する施設	別表に掲げる生鮮水産物、加工水産物及び												

改正後		改正前	
	従たる取扱品目		従たる取扱品目
花き部に関する施設	別表に掲げる切花、はち植のもの、花木、種苗及びその他の鑑賞用植物	花き部に関する施設	別表に掲げる切花、はち植のもの、花木、種苗及びその他の鑑賞用植物
<p>(卸売の業務に関する物品の品質管理の方法)</p> <p>第72条 条例第61条第2項の規則で定める物品の品質管理の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 卸売業者は、前条に定める施設の取扱品目ごとに品質管理の責任者を定め、市長に届け出るとともに、品質管理の責任者名を施設の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>(2) 卸売業者は、施設の設定温度、温度管理その他の品質管理の方法を定め、市長に届け出なければならない。届出の内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>(3) 卸売業者の品質管理の責任者は、施設の適正な温度管理及び衛生的な利用の保持に努め、異常が発生したときは適切な対応を行い、直ちに市長及び卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者に通知しなければならない。</p> <p>(4) 仲卸業者は、品質管理の責任者を定め、市長に届け出るとともに、品質管理の責任者名を施設の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>(5) 仲卸業者の品質管理の責任者は、施設の温度管理を行う等適正な品質管理に努めなければならない。</p> <p>(6) 市場関係事業者(卸売業者及び仲卸業者を除く。)は、物品の品質保持に努めなければならない。</p> <p>(7) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>第5章 市場施設の利用 (利用の許可申請等)</p>		<p>(卸売の業務に関する物品の品質管理の方法)</p> <p>第70条 条例第57条第2項の規則で定める物品の品質管理の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 卸売業者は、前条に定める施設の取扱品目ごとに品質管理の責任者を定め、市長に届け出るとともに、品質管理の責任者名を施設の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>(2) 卸売業者は、施設の設定温度、温度管理その他の品質管理の方法を定め、市長に届け出なければならない。届出の内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>(3) 卸売業者の品質管理の責任者は、施設の適正な温度管理及び衛生的な利用の保持に努め、異常が発生したときは適切な対応を行い、直ちに市長及び卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者に通知しなければならない。</p> <p>(4) 仲卸業者は、品質管理の責任者を定め、市長に届け出るとともに、品質管理の責任者名を施設の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>(5) 仲卸業者の品質管理の責任者は、施設の温度管理を行う等適正な品質管理に努めなければならない。</p> <p>(6) 市場関係事業者(卸売業者及び仲卸業者を除く。)は、物品の品質保持に努めなければならない。</p> <p>(7) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>第5章 市場施設の利用 (利用の許可申請等)</p>	

改正後	改正前
<p>第73条 条例第62条第3項の規則で定める許可申請書は、次に掲げる事項を記載した申請書とする。</p> <p>(1) 利用する市場施設の種類</p> <p>(2) 利用する市場施設の面積</p> <p>(3) 市場施設を利用する目的</p> <p>(4) 市場施設を利用する期間</p> <p>2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 市場施設を利用する必要性を記載した書面</p> <p>(2) 定款又は規約</p> <p>(3) 役員の氏名及び住所を記載した書類</p> <p>(4) その他指定管理者が必要と認める書類</p> <p>3 条例第62条第2項の規定により市場施設の利用の許可を受けた者は、前項の添付書類の内容に変更を生じた場合は、その旨を指定管理者に届け出なければならない。</p> <p>4 指定管理者は、利用者が市場施設の利用期間終了後、引き続き当該市場施設を利用しようとする場合は、第2項に規定する書類の全部又は一部の添付を省略させることができる。</p> <p>(指定等の期間)</p>	<p>第71条 条例第58条第3項の規則で定める許可申請書は、次に掲げる事項を記載した申請書とする。</p> <p>(1) 利用する市場施設の種類</p> <p>(2) 利用する市場施設的面積</p> <p>(3) 市場施設を利用する目的</p> <p>(4) 市場施設を利用する期間</p> <p>2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 市場施設を利用する必要性を記載した書面</p> <p>(2) 定款又は規約</p> <p>(3) 役員の氏名及び住所を記載した書類</p> <p>(4) その他指定管理者が必要と認める書類</p> <p>3 条例第58条第2項の規定により市場施設の利用の許可を受けた者は、前項の添付書類の内容に変更を生じた場合は、その旨を指定管理者に届け出なければならない。</p> <p>4 指定管理者は、利用者が市場施設の利用期間終了後、引き続き当該市場施設を利用しようとする場合は、第2項に規定する書類の全部又は一部の添付を省略させることができる。</p> <p>(指定等の期間)</p>
<p>第74条 条例第62条第1項及び第2項の規定による指定又は許可の期間は、1年以内とする。</p> <p>(用途変更の承認申請)</p>	<p>第72条 条例第58条第1項及び第2項の規定による指定又は許可の期間は、1年以内とする。</p> <p>(用途変更の承認申請)</p>
<p>第75条 条例第63条第2項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 利用する市場施設の種類</p> <p>(2) 利用する市場施設の変更後の用途</p> <p>(3) 利用する市場施設の変更する面積</p> <p>(4) 市場施設を利用する期間</p>	<p>第73条 条例第59条第2項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 利用する市場施設の種類</p> <p>(2) 利用する市場施設の変更後の用途</p> <p>(3) 利用する市場施設の変更する面積</p> <p>(4) 市場施設を利用する期間</p>

改正後	改正前
<p>(5) 変更する理由 (原状変更等の許可申請等)</p> <p>第76条 条例第64条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 利用する市場施設の種類 (2) 市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は原状に変更を加える場所、目的及び内容</p> <p>2 前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 設計図面 (2) 仕様書 (3) 費用見積書 (4) その他指定管理者が必要と認める書類</p> <p>3 条例第64条第1項ただし書の規定による許可を受けた者は、工事完了後、直ちに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。 (毀損等の届出)</p>	<p>(5) 変更する理由 (原状変更等の許可申請等)</p> <p>第74条 条例第60条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 利用する市場施設の種類 (2) 市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は原状に変更を加える場所、目的及び内容</p> <p>2 前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 設計図面 (2) 仕様書 (3) 費用見積書 (4) その他指定管理者が必要と認める書類</p> <p>3 条例第60条第1項ただし書の規定による許可を受けた者は、工事完了後、直ちに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。 (毀損等の届出)</p>
<p>第77条 施設利用者は、利用する市場施設に毀損その他の理由による修理を要する箇所を発見したときは、直ちに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。 (返還の届出)</p>	<p>第75条 施設利用者は、利用する市場施設に毀損その他の理由による修理を要する箇所を発見したときは、直ちに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。 (返還の届出)</p>
<p>第78条 条例第65条の規定により施設利用者が市場施設を返還しようとするときは、返還する日の7日前までに指定管理者に届け出て、市場施設の検査を受けなければならない。 (清潔の保持等)</p>	<p>第76条 条例第61条の規定により施設利用者が市場施設を返還しようとするときは、返還する日の7日前までに指定管理者に届け出て、市場施設の検査を受けなければならない。 (清潔の保持等)</p>
<p>第79条 施設利用者は、業務終了後市場施設を清掃し、廃棄物を所定の場所に集積する等常にその清潔の保持に努めなければならない。</p> <p>2 施設利用者は、容器その他の物件を整理し、これを通路その他当該施設</p>	<p>第77条 施設利用者は、業務終了後市場施設を清掃し、廃棄物を所定の場所に集積する等常にその清潔の保持に努めなければならない。</p> <p>2 施設利用者は、容器その他の物件を整理し、これを通路その他当該施設</p>

改正後	改正前
<p>利用者が指定又は許可を受けた市場施設以外の場所に放置してはならない。</p> <p>3 施設利用者は、共同して利用する市場施設について、清掃に関する責任者及び費用の分担その他必要な事項を定め、指定管理者に届け出なければならぬ。</p> <p>4 指定管理者は、施設利用者に対し、清潔の保持のため、清掃、消毒その他必要と認める措置を命ずることができる。</p> <p>(利用料金の支払)</p>	<p>利用者が指定又は許可を受けた市場施設以外の場所に放置してはならない。</p> <p>3 施設利用者は、共同して利用する市場施設について、清掃に関する責任者及び費用の分担その他必要な事項を定め、指定管理者に届け出なければならぬ。</p> <p>4 指定管理者は、施設利用者に対し、清潔の保持のため、清掃、消毒その他必要と認める措置を命ずることができる。</p> <p>(利用料金の支払)</p>
<p><u>第80条 条例第68条第2項の利用料金は、指定管理者が指定する日までに支払わなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する支払期限前に市場施設を返還する場合の<u>条例第68条第2項の利用料金(条例別表に掲げる卸売業者市場利用料金、仲卸業者市場利用料金及び関連事業者市場利用料金を除く。)</u>は、返還するときまでに支払わなければならない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、利用期間が1月に満たない場合の<u>条例第68条第2項の利用料金(条例別表に掲げる卸売業者市場利用料金、仲卸業者市場利用料金及び関連事業者市場利用料金を除く。)</u>は、指定又は許可を受けたときに支払わなければならない。</p> <p>(面積及び日割計算方法)</p>	<p><u>第78条 条例第64条第2項に掲げる利用料金は、指定管理者が指定する日までに支払わなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する支払期限前に市場施設を返還する場合の<u>条例第64条第2項第2号に掲げる利用料金は、返還するときまでに支払わなければならない。</u></p> <p>3 前2項に定めるもののほか、利用期間が1月に満たない場合の<u>条例第64条第2項第2号に掲げる利用料金は、指定又は許可を受けたときに支払わなければならない。</u></p> <p>(面積及び日割計算方法)</p>
<p><u>第81条 条例別表の利用料金の算定の基礎となる面積の算定については、利用する面積が1平方メートル未満のときは1平方メートルとみなし、利用する面積に1平方メートル未満の端数のあるときはその端数を1平方メートルとみなす。</u></p> <p>2 条例第68条第5項に規定する利用料金の日割計算の方法は、利用料金の月額に利用した日数を乗じて得た額を、当該月の日数で除する方法とする。</p> <p>(維持費用の指定)</p>	<p><u>第80条 条例別表第5の利用料金の算定の基礎となる面積の算定については、利用する面積が1平方メートル未満のときは1平方メートルとみなし、利用する面積に1平方メートル未満の端数のあるときはその端数を1平方メートルとみなす。</u></p> <p>2 条例第64条第5項に規定する利用料金の日割計算の方法は、利用料金の月額に利用した日数を乗じて得た額を、当該月の日数で除する方法とする。</p> <p>(維持費用の指定)</p>
<p><u>第82条 条例第68条第3項の規定により電力、電話、ガス、水道等の施設</u></p>	<p><u>第81条 条例第64条第3項の規定により電力、電話、ガス、水道等の施設</u></p>

改正後	改正前
<p>設利用者の負担とする費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 指定又は許可を受けた市場施設で使用するもの（共同使用するものを含む。）</p> <p>(2) 前号以外で市場施設の利用許可を受けて使用するもの（利用料金の減免申請）</p>	<p>設利用者の負担とする費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 指定又は許可を受けた市場施設で使用するもの（共同使用するものを含む。）</p> <p>(2) 前号以外で市場施設の利用許可を受けて使用するもの（利用料金の減免申請）</p>
<p>第83条 条例第69条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者に申請しなければならない。</p> <p>第6章 市場運営審議会 (会長及び副会長)</p>	<p>第79条 条例第65条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者に申請しなければならない。</p> <p>第6章 市場運営審議会 (会長及び副会長)</p>
<p>第84条 川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p>	<p>第82条 川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p>
<p>第85条 審議会は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(関係者の出席等)</p>	<p>第83条 審議会は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(関係者の出席等)</p>
<p>第86条 審議会は、その調査審議に必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p>	<p>第84条 審議会は、その調査審議に必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p>
<p>第87条 審議会の庶務は、経済労働局において処理する。</p> <p>(委任)</p>	<p>第85条 審議会の庶務は、経済労働局において処理する。</p> <p>(委任)</p>
<p>第88条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、</p>	<p>第86条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、</p>

改正後	改正前
<p>会長が審議会に諮って定める。</p> <p>第7章 雑則 (検査職員の身分証明書)</p>	<p>会長が審議会に諮って定める。</p> <p>第7章 雑則 (検査職員の身分証明書)</p>
<p>第89条 条例第70条第3項の規則で定める身分を示す証明書は、検査職員の身分証明書(第34号様式)とする。 (市場内の掲示事項)</p>	<p>第87条 条例第66条第3項の規則で定める身分を示す証明書は、検査職員の身分証明書(第35号様式)とする。 (市場内の掲示事項)</p>
<p>第90条 市長は、次に掲げる場合は、これを市場内に掲示するものとする。</p> <p>(1) 条例第7条第2項の規定により、休業日に臨時に開場し、又は開場日に臨時に休業することを定めたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項ただし書の規定により開場の時間を変更したとき、又は同条第2項の規定により卸売業者の行う卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻を定めたとき。</p> <p>(3) 卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開したとき、又は卸売の業務を廃止したとき。</p> <p>(4) 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の業務の許可若しくは承認をしたとき、又はその業務を停止したとき、若しくはその資格を取り消したとき。</p> <p>(5) 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の営業若しくは事業の譲渡し及び譲受けを認可したとき、又は卸売業者、仲卸業者及び関連事業者たる法人の合併若しくは分割を認可したとき。</p> <p>(6) 卸売の業務、仲卸しの業務及び関連事業の業務の相続を認可したとき。</p> <p>(7) 条例第20条第1項の規定によりせり人の名簿が提出されたとき。</p> <p>(8) 条例第72条の規定による処分をしたとき。</p> <p>(9) 地方卸売市場に関する法令又は条例若しくはこの規則の改正があったとき。</p>	<p>第88条 市長は、次に掲げる場合は、これを市場内に掲示するものとする。</p> <p>(1) 条例第4条第2項の規定により、休業日に臨時に開場し、又は開場日に臨時に休業することを定めたとき。</p> <p>(2) 条例第5条第1項ただし書の規定により開場の時間を変更したとき、又は同条第2項の規定により卸売業者の行う卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻を定めたとき。</p> <p>(3) 卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開したとき、又は卸売の業務を廃止したとき。</p> <p>(4) 仲卸業者、売買参加者及び関連事業者の業務の許可若しくは承認をしたとき、又はその業務を停止したとき、若しくはその資格を取り消したとき。</p> <p>(5) 仲卸業者及び関連事業者の営業又は事業の譲渡し及び譲受けを認可したとき、又は仲卸業者及び関連事業者たる法人の合併若しくは分割を認可したとき。</p> <p>(6) 仲卸しの業務及び関連事業の業務の相続を認可したとき。</p> <p>(7) 条例第12条の2第2項の規定によりせり人章の交付をしたとき、又は卸売業者が同項の規定による求めに応じ、せり人章を返還したとき。</p> <p>(8) 条例第68条の規定による処分をしたとき。</p> <p>(9) 地方卸売市場に関する法令又は条例若しくはこの規則の改正があったとき。</p>

改正後	改正前
<p>(10) その他市長が必要と認めるとき。</p> <p>2 指定管理者は、<u>条例第51条第3項</u>の規定により衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命じた場合は、これを市場内に掲示しなければならない。</p> <p>(委任)</p>	<p>(10) その他市長が必要と認めるとき。</p> <p>2 指定管理者は、<u>条例第49条第3項</u>の規定により衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命じた場合は、これを市場内に掲示しなければならない。</p> <p>(委任)</p>
<p><u>第91条</u> この規則で定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 (抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日前に川崎市中心卸売市場業務条例施行規則（昭和47年川崎市規則第36号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、川崎市中心卸売市場南部市場に係るものについては、この規則中これに相当する規定がある場合には、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>附 則 (平成20年3月31日規則第30号)</p> <p>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成21年2月27日規則第8号)</p> <p>この規則は、平成21年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成22年3月31日規則第42号)</p> <p>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成22年10月21日規則第80号)</p> <p>この規則は、平成22年11月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成22年12月28日規則第94号)</p> <p>この規則は、平成23年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成25年6月26日規則第62号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p><u>第89条</u> この規則で定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 (抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日前に川崎市中心卸売市場業務条例施行規則（昭和47年川崎市規則第36号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、川崎市中心卸売市場南部市場に係るものについては、この規則中これに相当する規定がある場合には、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>附 則 (平成20年3月31日規則第30号)</p> <p>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成21年2月27日規則第8号)</p> <p>この規則は、平成21年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成22年3月31日規則第42号)</p> <p>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成22年10月21日規則第80号)</p> <p>この規則は、平成22年11月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成22年12月28日規則第94号)</p> <p>この規則は、平成23年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成25年6月26日規則第62号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

改正後	改正前												
<p>附 則（平成26年3月13日規則第10号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。</p>	<p>附 則（平成26年3月13日規則第10号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。</p>												
<p>附 則（平成27年3月23日規則第12号） この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成27年3月23日規則第12号） この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>												
<p>別表（第8条関係）</p>	<p>別表（第3条関係）</p>												
<p>取扱品目表</p>	<p>取扱品目表</p>												
<p>1 青果部</p>	<p>1 青果部</p>												
<p>（1） 野菜</p>	<p>（1） 野菜</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 758 472 805">類別</th> <th data-bbox="472 758 1070 805">品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 805 472 1209">根菜類</td> <td data-bbox="472 805 1070 1209">だいこん かぶ にんじん ごぼう たけのこ れんこん くわい うど その他の根菜類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1209 472 1436">葉茎菜類</td> <td data-bbox="472 1209 1070 1436">はくさい さんとうさい からしな きょうな たかな</td> </tr> </tbody> </table>	類別	品名	根菜類	だいこん かぶ にんじん ごぼう たけのこ れんこん くわい うど その他の根菜類	葉茎菜類	はくさい さんとうさい からしな きょうな たかな	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 758 1473 805">類別</th> <th data-bbox="1473 758 2072 805">品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 805 1473 1209">根菜類</td> <td data-bbox="1473 805 2072 1209">だいこん かぶ にんじん ごぼう たけのこ れんこん くわい うど その他の根菜類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1209 1473 1436">葉茎菜類</td> <td data-bbox="1473 1209 2072 1436">はくさい さんとうさい からしな きょうな たかな</td> </tr> </tbody> </table>	類別	品名	根菜類	だいこん かぶ にんじん ごぼう たけのこ れんこん くわい うど その他の根菜類	葉茎菜類	はくさい さんとうさい からしな きょうな たかな
類別	品名												
根菜類	だいこん かぶ にんじん ごぼう たけのこ れんこん くわい うど その他の根菜類												
葉茎菜類	はくさい さんとうさい からしな きょうな たかな												
類別	品名												
根菜類	だいこん かぶ にんじん ごぼう たけのこ れんこん くわい うど その他の根菜類												
葉茎菜類	はくさい さんとうさい からしな きょうな たかな												

改正後		改正前	
	つけな こまつな つまみな きゃべつ ほうれんそう ねぎ カリフラワー わけぎ あさつき いら しゅんぎく ねみつば きりみつば いとみつば ふき セリ はたまねぎ その他の葉茎菜類		つけな こまつな つまみな きゃべつ ほうれんそう ねぎ カリフラワー わけぎ あさつき いら しゅんぎく ねみつば きりみつば いとみつば ふき セリ はたまねぎ その他の葉茎菜類
果菜類	なす とまと きゅうり ピーマン しろうり とうがん かぼちゃ その他の果菜類	果菜類	なす とまと きゅうり ピーマン しろうり とうがん かぼちゃ その他の果菜類
豆類	いんげん さやえんどう	豆類	いんげん さやえんどう

改正後		改正前	
	オランダさや グリーンピース そらまめ えだまめ ささげ その他の豆類		オランダさや グリーンピース そらまめ えだまめ ささげ その他の豆類
洋菜類	リーキ レタース サラダ菜 めきやべつ レッドキャベツ ブロッコリー セルリー パセリー アスパラガス エンダイブ ルタバカ ラディシュ ビート マーシャレット その他の洋菜類	洋菜類	リーキ レタース サラダ菜 めきやべつ レッドキャベツ ブロッコリー セルリー パセリー アスパラガス エンダイブ ルタバカ ラディシュ ビート マーシャレット その他の洋菜類
土物類	さつまいも じゃがいも さといも セレベス やつがしら やまといも ながいも	土物類	さつまいも じゃがいも さといも セレベス やつがしら やまといも ながいも

改正後		改正前	
	たまねぎ にんにく らっきょう ゆりね あかめ その他の土物類		たまねぎ にんにく らっきょう ゆりね あかめ その他の土物類
つま物類	ねしょうが はしょうが とうがらし ししとうがらし だいたい ゆず たで しそ みょうが みょうがだけ ふきのとう はなまるきゅうり しょくようぎく わらび ぎんなん わさび きのめ ぼうふう その他のつま物類	つま物類	ねしょうが はしょうが とうがらし ししとうがらし だいたい ゆず たで しそ みょうが みょうがだけ ふきのとう はなまるきゅうり しょくようぎく わらび ぎんなん わさび きのめ ぼうふう その他のつま物類
菌茸類	まつたけ なましいたけ マッシュルーム	菌茸類	まつたけ なましいたけ マッシュルーム

改正後		改正前	
	なめこ しめじ えのきだけ その他の菌茸類		なめこ しめじ えのきだけ その他の菌茸類
その他の野菜類	とうもろこし うめ その他の野菜類	その他の野菜類	とうもろこし うめ その他の野菜類
(2) 果実		(2) 果実	
類別	品名	類別	品名
かんきつ類	みかん なつみかん あまなつかん ネーブル いよかん さんぽうかん ぽんかん はっさく なるとかん グレープフルーツ ぶんたん きんかん レモン オレンジ その他のかんきつ類	かんきつ類	みかん なつみかん あまなつかん ネーブル いよかん さんぽうかん ぽんかん はっさく なるとかん グレープフルーツ ぶんたん きんかん レモン オレンジ その他のかんきつ類
りんご類	紅玉 国光 祝 旭	りんご類	紅玉 国光 祝 旭

改正後		改正前	
	印度 デリシャス スターキング ゴールデンデリシャス ふじ おうれい むつ その他のりんご類		印度 デリシャス スターキング ゴールデンデリシャス ふじ おうれい むつ その他のりんご類
なし類	長十郎 幸水 石井わせ 晩三吉 二十世紀 八雲 洋なし 新世紀 菊水 その他のなし類	なし類	長十郎 幸水 石井わせ 晩三吉 二十世紀 八雲 洋なし 新世紀 菊水 その他のなし類
かき類	富有 次郎 平核無 御所 蜂屋 あたご みしらづ 禅寺丸 その他のかき類	かき類	富有 次郎 平核無 御所 蜂屋 あたご みしらづ 禅寺丸 その他のかき類
ぶどう類	デラウェアー	ぶどう類	デラウェアー

改正後		改正前	
	甲州 キャンベルス ネオマスカット ベリーA 巨峰 ナイヤガラ アレキサンドリア 温室ぶどう その他のぶどう類		甲州 キャンベルス ネオマスカット ベリーA 巨峰 ナイヤガラ アレキサンドリア 温室ぶどう その他のぶどう類
すいか類	露地すいか こだま 温室すいか その他のすいか類	すいか類	露地すいか こだま 温室すいか その他のすいか類
いちご類	福羽 ワンダー ダナー その他のいちご類	いちご類	福羽 ワンダー ダナー その他のいちご類
メロン類	プリンス スイート マスク 羽十 エリザベス きんしょう まくわうり その他のメロン類	メロン類	プリンス スイート マスク 羽十 エリザベス きんしょう まくわうり その他のメロン類
その他の果実類	びわ もも ネクタリン	その他の果実類	びわ もも ネクタリン

改正後		改正前												
	プラム あんず さくらんぼ いちじく くり バナナ パインアップル その他の果実類		プラム あんず さくらんぼ いちじく くり バナナ パインアップル その他の果実類											
(3) 野菜及び果実の加工品		(3) 野菜及び果実の加工品												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>類別</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾燥類</td> <td>           ほしだいこん            きりぼしだいこん            きりぼしいも            ほししいたけ            ほしぜんまい            その他の乾燥類         </td> </tr> <tr> <td>その他の野菜及び果実の加工品類</td> <td>           まめもやし            しなちく            かんぴょう            ころがき            あんぽがき            その他の野菜及び果実の加工品類         </td> </tr> </tbody> </table>	類別	品名	乾燥類	ほしだいこん きりぼしだいこん きりぼしいも ほししいたけ ほしぜんまい その他の乾燥類	その他の野菜及び果実の加工品類	まめもやし しなちく かんぴょう ころがき あんぽがき その他の野菜及び果実の加工品類		<table border="1"> <thead> <tr> <th>類別</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾燥類</td> <td>           ほしだいこん            きりぼしだいこん            きりぼしいも            ほししいたけ            ほしぜんまい            その他の乾燥類         </td> </tr> <tr> <td>その他の野菜及び果実の加工品類</td> <td>           まめもやし            しなちく            かんぴょう            ころがき            あんぽがき            その他の野菜及び果実の加工品類         </td> </tr> </tbody> </table>	類別	品名	乾燥類	ほしだいこん きりぼしだいこん きりぼしいも ほししいたけ ほしぜんまい その他の乾燥類	その他の野菜及び果実の加工品類	まめもやし しなちく かんぴょう ころがき あんぽがき その他の野菜及び果実の加工品類
類別	品名													
乾燥類	ほしだいこん きりぼしだいこん きりぼしいも ほししいたけ ほしぜんまい その他の乾燥類													
その他の野菜及び果実の加工品類	まめもやし しなちく かんぴょう ころがき あんぽがき その他の野菜及び果実の加工品類													
類別	品名													
乾燥類	ほしだいこん きりぼしだいこん きりぼしいも ほししいたけ ほしぜんまい その他の乾燥類													
その他の野菜及び果実の加工品類	まめもやし しなちく かんぴょう ころがき あんぽがき その他の野菜及び果実の加工品類													
(4) 従たる取扱品目		(4) 従たる取扱品目												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>類別</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷凍食品類</td> <td>調理冷凍加工品</td> </tr> <tr> <td>つけ物類</td> <td>           たくあんづけ            ちょうせんづけ            なすづけ         </td> </tr> </tbody> </table>	類別	品名	冷凍食品類	調理冷凍加工品	つけ物類	たくあんづけ ちょうせんづけ なすづけ		<table border="1"> <thead> <tr> <th>類別</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷凍食品類</td> <td>調理冷凍加工品</td> </tr> <tr> <td>つけ物類</td> <td>           たくあんづけ            ちょうせんづけ            なすづけ         </td> </tr> </tbody> </table>	類別	品名	冷凍食品類	調理冷凍加工品	つけ物類	たくあんづけ ちょうせんづけ なすづけ
類別	品名													
冷凍食品類	調理冷凍加工品													
つけ物類	たくあんづけ ちょうせんづけ なすづけ													
類別	品名													
冷凍食品類	調理冷凍加工品													
つけ物類	たくあんづけ ちょうせんづけ なすづけ													

改正後		改正前	
	はくさいづけ のぎわなづけ しょうがづけ きゅうりづけ ふくじんづけ あさづけ ならづけ たかなづけ その他のつけ物類		はくさいづけ のぎわなづけ しょうがづけ きゅうりづけ ふくじんづけ あさづけ ならづけ たかなづけ その他のつけ物類
びん缶詰製品	青果びん缶詰	びん缶詰製品	青果びん缶詰
豆類加工品類	大豆 小豆 落花生 納豆 豆腐 その他の豆類 加工品類	豆類加工品類	大豆 小豆 落花生 納豆 豆腐 その他の豆類 加工品類
穀類加工品類	ぬか もち（真空包装） めん類等	穀類加工品類	ぬか もち（真空包装） めん類等
香辛料	わさび類 洋がらし その他の香辛料	香辛料	わさび類 洋がらし その他の香辛料
飲料水	ジュース 乳酸飲料	飲料水	ジュース 乳酸飲料
その他の従たる品目	こんにゃく はちみつ わかめ	その他の従たる品目	こんにゃく はちみつ わかめ

改正後		改正前	
2 水産物部 (1) 生鮮水産物		2 水産物部 (1) 生鮮水産物	
類別	品名	類別	品名
いわし類	まいわし うるめいわし かたくちいわし にしん その他のいわし類	いわし類	まいわし うるめいわし かたくちいわし にしん その他のいわし類
かつお類	まがつお そうだかつお すまがつお すじがつお その他のかつお類	かつお類	まがつお そうだかつお すまがつお すじがつお その他のかつお類
さば類	まさば ごまさば あかさば その他のさば類	さば類	まさば ごまさば あかさば その他のさば類
まぐろ類	まぐろ めじ きはだ きめじ めばち びんなが いんどまぐろ その他のまぐろ類	まぐろ類	まぐろ めじ きはだ きめじ めばち びんなが いんどまぐろ その他のまぐろ類
かじき類	まかじき めかじき しろかわかじき	かじき類	まかじき めかじき しろかわかじき

改正後		改正前	
	くろかわかじき ばしょうかじき その他のかじき類		くろかわかじき ばしょうかじき その他のかじき類
ぶり類	ぶり わらさ いなだ わかし はまち ひらまさ かんぱち その他のぶり類	ぶり類	ぶり わらさ いなだ わかし はまち ひらまさ かんぱち その他のぶり類
たら類	まだら すけそうだら ぶわたら すりみ その他のたら類	たら類	まだら すけそうだら ぶわたら すりみ その他のたら類
さめ類	よしきりざめ あおざめ もうかざめ むきざめ その他のさめ類	さめ類	よしきりざめ あおざめ もうかざめ むきざめ その他のさめ類
たい類	まだい かすご ちこだい れんこだい くろだい あまだい きんめだい	たい類	まだい かすご ちこだい れんこだい くろだい あまだい きんめだい

改正後		改正前	
	おながだい あおだい めだい いぼだい その他のたい類		おながだい あおだい めだい いぼだい その他のたい類
かれい類	まがれい まこがれい いしがれい なめたがれい あかがれい あさばがれい そうはちがれい やなぎむしがれい めいたがれい したびらめ その他のかれい類	かれい類	まがれい まこがれい いしがれい なめたがれい あかがれい あさばがれい そうはちがれい やなぎむしがれい めいたがれい したびらめ その他のかれい類
さわら類	さわら おきさわら その他のさわら類	さわら類	さわら おきさわら その他のさわら類
あじ類	まあじ むろあじ しまあじ くろあじ あおあじ その他のあじ類	あじ類	まあじ むろあじ しまあじ くろあじ あおあじ その他のあじ類
あなご類	まあなご ぎんあなご その他のあなご類	あなご類	まあなご ぎんあなご その他のあなご類

改正後		改正前	
めぬけ類	めぬけ あこう きんき その他のめぬけ類	めぬけ類	めぬけ あこう きんき その他のめぬけ類
すずき類	すずき せいご ふつこ その他のすずき類	すずき類	すずき せいご ふつこ その他のすずき類
いしもち類	いしもち ぐち その他のいしもち類	いしもち類	いしもち ぐち その他のいしもち類
ふぐ類	まふぐ とらふぐ その他のふぐ類	ふぐ類	まふぐ とらふぐ その他のふぐ類
	さんま ひらめ そげ さけ ます かます まながつお このしろ さより とびうお ぼら むつ はたはた ほうぼう		さんま ひらめ そげ さけ ます かます まながつお このしろ さより とびうお ぼら むつ はたはた ほうぼう

改正後		改正前	
	かながしら こち いさき たかべ きす ほっけ あいなめ たちうお しいら あんこう めばる こはだ さっぱ ねづ しらうお はぜ はも しゃこ うに なまこ 魚卵 くじら		かながしら こち いさき たかべ きす ほっけ あいなめ たちうお しいら あんこう めばる こはだ さっぱ ねづ しらうお はぜ はも しゃこ うに なまこ 魚卵 くじら
いか類	するめいか もんごういか こういか あほりいか やりいか あかいか	いか類	するめいか もんごういか こういか あほりいか やりいか あかいか

改正後		改正前	
	ひいか その他のいか類		ひいか その他のいか類
たこ類	まだこ いいだこ みずだこ その他のたこ類	たこ類	まだこ いいだこ みずだこ その他のたこ類
えび類	くるまえび まきえび しばえび さるえび いせえび もえび たいしょうえび くまえび すえび とんえび さくらえび むきえび その他のえび類	えび類	くるまえび まきえび しばえび さるえび いせえび もえび たいしょうえび くまえび すえび とんえび さくらえび むきえび その他のえび類
かに類	わたりがに けがに まるがに その他のかに類	かに類	わたりがに けがに まるがに その他のかに類
貝類	あわび とこぶし あかがい ほたてがい かき	貝類	あわび とこぶし あかがい ほたてがい かき

改正後		改正前	
	さざえ しじみ はまぐり あさり みるがい たいらがい あおやぎ かいばしら とりがい その他の貝類		さざえ しじみ はまぐり あさり みるがい たいらがい あおやぎ かいばしら とりがい その他の貝類
淡水魚類	わかさぎ あゆ こい どじょう うなぎ かわます その他の淡水魚類	淡水魚類	わかさぎ あゆ こい どじょう うなぎ かわます その他の淡水魚類
冷凍品類	さば ぶり あじ たい さけ ます たら にしん しらうお さんま かれい	冷凍品類	さば ぶり あじ たい さけ ます たら にしん しらうお さんま かれい

改正後		改正前	
	ひらめ おひょう かながしら ほうぼう たちうお するめいか こういか もんごういか えび その他の冷凍品類		ひらめ おひょう かながしら ほうぼう たちうお するめいか こういか もんごういか えび その他の冷凍品類
(2) 加工水産物		(2) 加工水産物	
類別	品名	類別	品名
塩蔵品類	塩さけ 塩ます 塩たら 塩さば 塩さんま 塩いわし 塩いか 塩にしん 塩ほっけ 塩かずのこ 塩たらこ 塩から その他の塩蔵魚及び塩蔵魚卵類	塩蔵品類	塩さけ 塩ます 塩たら 塩さば 塩さんま 塩いわし 塩いか 塩にしん 塩ほっけ 塩かずのこ 塩たらこ 塩から その他の塩蔵魚及び塩蔵魚卵類
塩干品類	めざし 開干さんま 開干いわし	塩干品類	めざし 開干さんま 開干いわし

改正後		改正前	
	開干うるめ 開干さば 開干あじ 開干かます 丸干いわし 丸干さんま 丸干あじ 干かれい すきみだら くさや その他の丸干及び開干塩干品類		開干うるめ 開干さば 開干あじ 開干かます 丸干いわし 丸干さんま 丸干あじ 干かれい すきみだら くさや その他の丸干及び開干塩干品類
煮干品類	煮干いわし 煮干あじ ちりめん しらうお かえり ひらご こうなごにぼし あじこにぼし ほしあみ ほしえび ほしかいばしら その他の煮干品類	煮干品類	煮干いわし 煮干あじ ちりめん しらうお かえり ひらご こうなごにぼし あじこにぼし ほしあみ ほしえび ほしかいばしら その他の煮干品類
素干品類	たづくり ほしするめ 干かずのこ 角ぼし 棒だら	素干品類	たづくり ほしするめ 干かずのこ 角ぼし 棒だら

改正後		改正前	
	みがきにしん すぼしさくらえび ほしやつめうなぎ ほしあゆ ほしかいばしら ほしあわび ほしほっきがい ほしとりがい ほしまてがい ほしかき ほしひめがい さきいか からすみ その他の素干品類		みがきにしん すぼしさくらえび ほしやつめうなぎ ほしあゆ ほしかいばしら ほしあわび ほしほっきがい ほしとりがい ほしまてがい ほしかき ほしひめがい さきいか からすみ その他の素干品類
焼干品類	焼かれい 焼いか 焼うなぎ 焼さめ 焼あじ 焼さば 焼だい 焼はぜ その他の焼干品類	焼干品類	焼かれい 焼いか 焼うなぎ 焼さめ 焼あじ 焼さば 焼だい 焼はぜ その他の焼干品類
味付干品類	いわしさくらぼし さんまさくらぼし たいさくらぼし ふぐさくらぼし さよりさくらぼし	味付干品類	いわしさくらぼし さんまさくらぼし たいさくらぼし ふぐさくらぼし さよりさくらぼし

改正後		改正前	
	いかさくらぼし あじさくらぼし その他の味付干品類		いかさくらぼし あじさくらぼし その他の味付干品類
薫製品類	さけ薫製品 ます薫製品 たら薫製品 さんま薫製品 さば薫製品 にしん薫製品 いか薫製品 いわし薫製品 くじら薫製品 その他の薫製品類	薫製品類	さけ薫製品 ます薫製品 たら薫製品 さんま薫製品 さば薫製品 にしん薫製品 いか薫製品 いわし薫製品 くじら薫製品 その他の薫製品類
湯煮品類	煮いか 煮かに 煮だこ 煮えび なまりぶし その他の湯煮品類	湯煮品類	煮いか 煮かに 煮だこ 煮えび なまりぶし その他の湯煮品類
干節品類	かつお節 雑節 その他の干節品類	干節品類	かつお節 雑節 その他の干節品類
練製品類	かまぼこ なると 揚物 ちくわ 焼ちくわ はんぺん	練製品類	かまぼこ なると 揚物 ちくわ 焼ちくわ はんぺん

改正後		改正前	
	だてまき 魚ハム 魚ソーセージ その他の練製品類		だてまき 魚ハム 魚ソーセージ その他の練製品類
調味付品類	粕漬 麴漬 ぬか漬 みそ漬 す漬 その他の調味付品類	調味付品類	粕漬 麴漬 ぬか漬 みそ漬 す漬 その他の調味付品類
つくだ煮類	つくだ煮 しぐれ煮 あめ煮 魚肉でんぶ その他のつくだ煮類	つくだ煮類	つくだ煮 しぐれ煮 あめ煮 魚肉でんぶ その他のつくだ煮類
海そう類	こんぶ とろろこんぶ わかめ ひじき あらめ のり その他の海そう類	海そう類	こんぶ とろろこんぶ わかめ ひじき あらめ のり その他の海そう類

(3) 従たる取扱品目

類別	品名
冷凍食品類	調理冷凍加工品
魚肉入加工品類	ハンバーグ ぎょうざ しゅうまい

(3) 従たる取扱品目

類別	品名
冷凍食品類	調理冷凍加工品
魚肉入加工品類	ハンバーグ ぎょうざ しゅうまい

改正後		改正前	
	春巻 コロッケ メンチカツ 肉だんご その他の魚肉入加工品類		春巻 コロッケ メンチカツ 肉だんご その他の魚肉入加工品類
海そう加工品類	寒天加工品	海そう加工品類	寒天加工品
びん缶詰製品	水産物びん缶詰	びん缶詰製品	水産物びん缶詰
その他の従たる品目	鳥卵製品（たまご焼等） てんぷら類 よせ物 おでん種 うなぎたれ 納豆 豆腐 煮豆 もち（真空包装） めん類等	その他の従たる品目	鳥卵製品（たまご焼等） てんぷら類 よせ物 おでん種 うなぎたれ 納豆 豆腐 煮豆 もち（真空包装） めん類等

3 花き部

(1) 切花

類別	品名
切花類	きく ばら カーネーション チューリップ ゆり アマリリス グラジオラス フリージャ

3 花き部

(1) 切花

類別	品名
切花類	きく ばら カーネーション チューリップ ゆり アマリリス グラジオラス フリージャ

改正後		改正前	
	ききょう ダリヤ アイリス すいせん マーガレット その他の切花類		ききょう ダリヤ アイリス すいせん マーガレット その他の切花類
枝物類	まつ 竹 うめ まき つばき さざんか うめもどき つつじ さつき やなぎ ぼけ 金宝樹 ユーカリ エリカ キャラ その他の枝物類	枝物類	まつ 竹 うめ まき つばき さざんか うめもどき つつじ さつき やなぎ ぼけ 金宝樹 ユーカリ エリカ キャラ その他の枝物類
切葉類	そてつ はらん たました やました なるこらん フェニックス	切葉類	そてつ はらん たました やました なるこらん フェニックス

改正後		改正前	
	アスパラガス ニュウサイラン その他の切葉類		アスパラガス ニュウサイラン その他の切葉類
(2) はち植のもの		(2) はち植のもの	
類別	品名	類別	品名
はちもの類	シクラメン サルビヤ デージー パンジー ホウセンカ ベコニヤ キンセンカ ベニシタン さくらそう きく ぼけ まつ つつじ さつき うめ つばき あじさい その他のはちもの類	はちもの類 シクラメン サルビヤ デージー パンジー ホウセンカ ベコニヤ キンセンカ ベニシタン さくらそう きく ぼけ まつ つつじ さつき うめ つばき あじさい その他のはちもの類	
観葉植物類	そてつ ゴム ポトス フェニックス サボテン	観葉植物類 そてつ ゴム ポトス フェニックス サボテン	

改正後		改正前	
	サンスベリヤ ラン ハナキリン クロトン その他の観葉植物		サンスベリヤ ラン ハナキリン クロトン その他の観葉植物
(3) 花木		(3) 花木	
類別	品名	類別	品名
	いぶき さつき つつじ あじさい つばき さざんか ひば まさき うめもどき ベニシタン ボタン その他の花木類		いぶき さつき つつじ あじさい つばき さざんか ひば まさき うめもどき ベニシタン ボタン その他の花木類
(4) 種苗		(4) 種苗	
類別	品名	類別	品名
苗もの類	パンジー デージー サルビヤ コスモス ルピナス キンセンカ マツバボタン	苗もの類	パンジー デージー サルビヤ コスモス ルピナス キンセンカ マツバボタン

改正後		改正前	
	マツバギク あさがお 百日草 えぞぎく なでしこ その他の苗もの類		マツバギク あさがお 百日草 えぞぎく なでしこ その他の苗もの類
球根類	ゆり すいせん チューリップ アイリス グラジオラス クロッカス ダリヤ その他の球根類	球根類	ゆり すいせん チューリップ アイリス グラジオラス クロッカス ダリヤ その他の球根類
宿根類	きく はなしょうぶ すいれん しおん かすみそう きりんそう おもと おみなえし デージー ガーベラ その他の宿根類	宿根類	きく はなしょうぶ すいれん しおん かすみそう きりんそう おもと おみなえし デージー ガーベラ その他の宿根類
種子	キンセンカ ハボタン ルピナス	種子	キンセンカ ハボタン ルピナス

改正後		改正前	
	けいとう なののはな 金魚草 日日草 その他の種子		けいとう なののはな 金魚草 日日草 その他の種子
(5) その他の観賞用植物		(5) その他の観賞用植物	
類別	品名	類別	品名
	やましただ あわ つる すぎ ほうきぐさ すすき がんそく パンパス ヒマワリ その他の観賞用植物		やましただ あわ つる すぎ ほうきぐさ すすき がんそく パンパス ヒマワリ その他の観賞用植物
様式目次		様式目次	
様式番号	名称	様式番号	名称